

件名	足立区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画公聴会及びパブリックコメントについて																																																
所管部課	福祉部 高齢福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課																																																
内容	<p>高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(中間報告)公聴会等の実施結果について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 公聴会実施結果</b></p> <p>(1) 日程・参加者等</p> <table border="1" data-bbox="395 680 1430 1093"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>開催日</th> <th>曜日</th> <th>時間</th> <th>会場</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>10月17日</td> <td>土</td> <td>午後2時～3時30分</td> <td>生涯学習センター(千住)</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>10月20日</td> <td>火</td> <td>午後2時～3時30分</td> <td>梅田地域学習センター</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>10月22日</td> <td>木</td> <td>午後7時～8時30分</td> <td>勤労福祉会館(綾瀬)</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>10月25日</td> <td>日</td> <td>午後2時～3時30分</td> <td>江北地域学習センター</td> <td>29人</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>10月27日</td> <td>火</td> <td>午後7時～8時30分</td> <td>保塚地域学習センター</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>10月28日</td> <td>水</td> <td>午後2時～3時30分</td> <td>竹の塚地域学習センター</td> <td>45人</td> </tr> <tr> <td colspan="4">合計</td> <td>6回実施</td> <td>122人</td> </tr> </tbody> </table> <p>《参考》平成29年度公聴会実施結果 5回開催、参加人数45人</p> <p>(2) 主な意見・要望等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 介護保険料を値上げしないしてほしい。</li> <li>イ 国の負担をもっと増やすよう要望してほしい。</li> <li>ウ 新型コロナで苦慮している介護事業者を支援してほしい。</li> <li>エ 特養の入所が必要な高齢者を今すぐどうにかしてほしい。</li> <li>オ 地域包括支援センターが多忙なようだが、本来の活動ができるようにしてほしい。</li> <li>カ 元気なうちに素人にも出来る介護の知識を普及してほしい。</li> </ul> <p><b>2 町会・自治会連合会への説明会</b></p> <p>25の地区町会・自治会連合会に対し、現在要望があった1か所で説明会を実施(参加人数 8名)。資料のみ請求があった10か所に資料186部を配布した。</p> <p><b>3 パブリックコメントの実施</b></p> <p>(1) 実施期間 令和2年10月16日(金)から11月16日(月)まで</p> <p>(2) 実施結果、意見・要望等 意見・要望等の内訳やパブリックコメントに対する区の考え方は、2月3日(水)の介護保険・障がい福祉専門部会、2月12日(金)の地域保健福祉推進協議会で報告予定。</p>	No	開催日	曜日	時間	会場	参加者	1	10月17日	土	午後2時～3時30分	生涯学習センター(千住)	17人	2	10月20日	火	午後2時～3時30分	梅田地域学習センター	7人	3	10月22日	木	午後7時～8時30分	勤労福祉会館(綾瀬)	10人	4	10月25日	日	午後2時～3時30分	江北地域学習センター	29人	5	10月27日	火	午後7時～8時30分	保塚地域学習センター	14人	6	10月28日	水	午後2時～3時30分	竹の塚地域学習センター	45人	合計				6回実施	122人
No	開催日	曜日	時間	会場	参加者																																												
1	10月17日	土	午後2時～3時30分	生涯学習センター(千住)	17人																																												
2	10月20日	火	午後2時～3時30分	梅田地域学習センター	7人																																												
3	10月22日	木	午後7時～8時30分	勤労福祉会館(綾瀬)	10人																																												
4	10月25日	日	午後2時～3時30分	江北地域学習センター	29人																																												
5	10月27日	火	午後7時～8時30分	保塚地域学習センター	14人																																												
6	10月28日	水	午後2時～3時30分	竹の塚地域学習センター	45人																																												
合計				6回実施	122人																																												

件名	足立区第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定に伴う中間報告について												
所管部課	福祉部 障がい福祉課 衛生部 中央本町地域・保健総合支援課												
内容	<p>現在策定中の足立区第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について、下記のとおり素案（別添資料「足立区第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画素案」）がまとまったので報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 障がい福祉関連計画の体系</p> <table border="1" data-bbox="411 698 1417 1059"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度～令和2年度</th> <th>令和3年度～5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者計画 (障害者基本法)</td> <td colspan="2">足立区障がい者計画 あだちノーマライゼーション推進プランⅢ</td> </tr> <tr> <td>障がい福祉計画 (障害者総合支援法)</td> <td>第5期 障がい福祉計画</td> <td>第6期 障がい福祉計画</td> </tr> <tr> <td>障がい児福祉計画 (児童福祉法)</td> <td>第1期 障がい児福祉計画</td> <td>第2期 障がい児福祉計画</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">*網掛け部分を策定する</p> <p>2 主な内容</p> <p>第1章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけ 計画策定の目的と背景、計画期間、位置づけを説明する。</p> <p>第2章 計画策定にあたっての基本的な考え方 国が示す成果目標と、それに対する区の考え方を示す。</p> <p>第3章 足立区第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 国基本指針に基づく区の成果目標を設定し、目標達成のためのサービス体系とサービス見込量を確保するための方策を示す。</p> <p>第4章 足立区障がい者計画の進捗状況 平成30年3月に策定した計画の成果目標および活動指標の進捗状況を確認し、今後の取り組み方針を示す。</p> <p>3 今後の予定</p> <p>(1) 協議会等からの意見聴取 12月15日(火) 足立区地域自立支援協議会</p> <p>(2) パブリックコメントの実施・障がい者団体等からの意見聴取 11月25日(水)～12月25日(金)</p> <p>4 その他</p> <p>素案は現段階の考え方を示したものであり、今後区民意見や協議会・障がい者団体等からのヒアリングを経て、本計画を令和3年3月に策定する。</p>		平成30年度～令和2年度	令和3年度～5年度	障がい者計画 (障害者基本法)	足立区障がい者計画 あだちノーマライゼーション推進プランⅢ		障がい福祉計画 (障害者総合支援法)	第5期 障がい福祉計画	第6期 障がい福祉計画	障がい児福祉計画 (児童福祉法)	第1期 障がい児福祉計画	第2期 障がい児福祉計画
	平成30年度～令和2年度	令和3年度～5年度											
障がい者計画 (障害者基本法)	足立区障がい者計画 あだちノーマライゼーション推進プランⅢ												
障がい福祉計画 (障害者総合支援法)	第5期 障がい福祉計画	第6期 障がい福祉計画											
障がい児福祉計画 (児童福祉法)	第1期 障がい児福祉計画	第2期 障がい児福祉計画											



**足立区第6期障がい福祉計画・  
足立区第2期障がい児福祉計画  
(令和3年度から令和5年度)**

**素案**

令和2年10月



福祉部 障がい福祉課

衛生部 中央本町地域・保健総合支援課

この素案は、現段階での考え方を提示したものです。  
今後、この内容について皆様からのご意見や、厚生労働省の通知内容等を検討し、  
令和3年3月に本報告を行う予定です



## 目 次

第1章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけ	1
1 策定の背景	1
2 計画の期間	1
3 計画の位置づけ	2
第2章 計画策定にあたっての基本的な考え方	3
1 国の考え方～成果目標～	3
2 足立区の考え方	4
第3章 足立区第6期障がい福祉計画・足立区第2期障がい児福祉計画	5
1 国の成果目標に対する足立区の目標	5
2 目標達成のための「足立区障がい福祉計画」施策体系図	15
3 サービス見込量及び確保のための方策	19
第4章 足立区障がい者計画の進捗状況	24
1 成果指標の進捗状況と目標値	24
2 活動指標の進捗状況と次期取り組み方針	25

本計画内の各表記は以下のとおりとします。

- ・ 今期の取り組み内容：平成30年度から令和2年度までの事業の取り組み内容
  - ・ 次期の取り組み方針：令和3年度から令和5年度までの事業の取り組み方針
- また、各活動指標の令和2年度実績値は令和2年10月時点の推計値です。

## 第1章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけ

### 1 策定の背景

足立区障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」といいます。）第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。足立区第6期障がい福祉計画では、第5期計画（平成30年度～令和2年度）における年度ごとのサービス見込み量の計画と実績の差異の評価や、障がい者（児）数の推移も踏まえて内容を見直し、サービス見込量等を推算しました。

足立区障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。足立区第2期障がい児福祉計画では、第1期計画（平成30年度～令和2年度）における年度ごとのサービス見込み量の計画と実績の差異の評価や、障がい児の推移も踏まえて内容を見直し、障がい児に関連するサービス見込量等を推算しています。

足立区第6期障がい福祉計画・足立区第2期障がい児福祉計画は、国が令和2年5月に告示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示」（以下、「基本指針」といいます。）に即して、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標及び見込量、地域生活支援事業の実施に関する事項を定めたものです。

また、基本指針に基づく活動指標の他、足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅢ～で掲げた基本理念である「障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで、共に安心して生活し続けられる足立区の実現」のために定めた足立区独自の活動指標について、進捗状況を確認し、後期の目標値を設定しました。

### 2 計画の期間

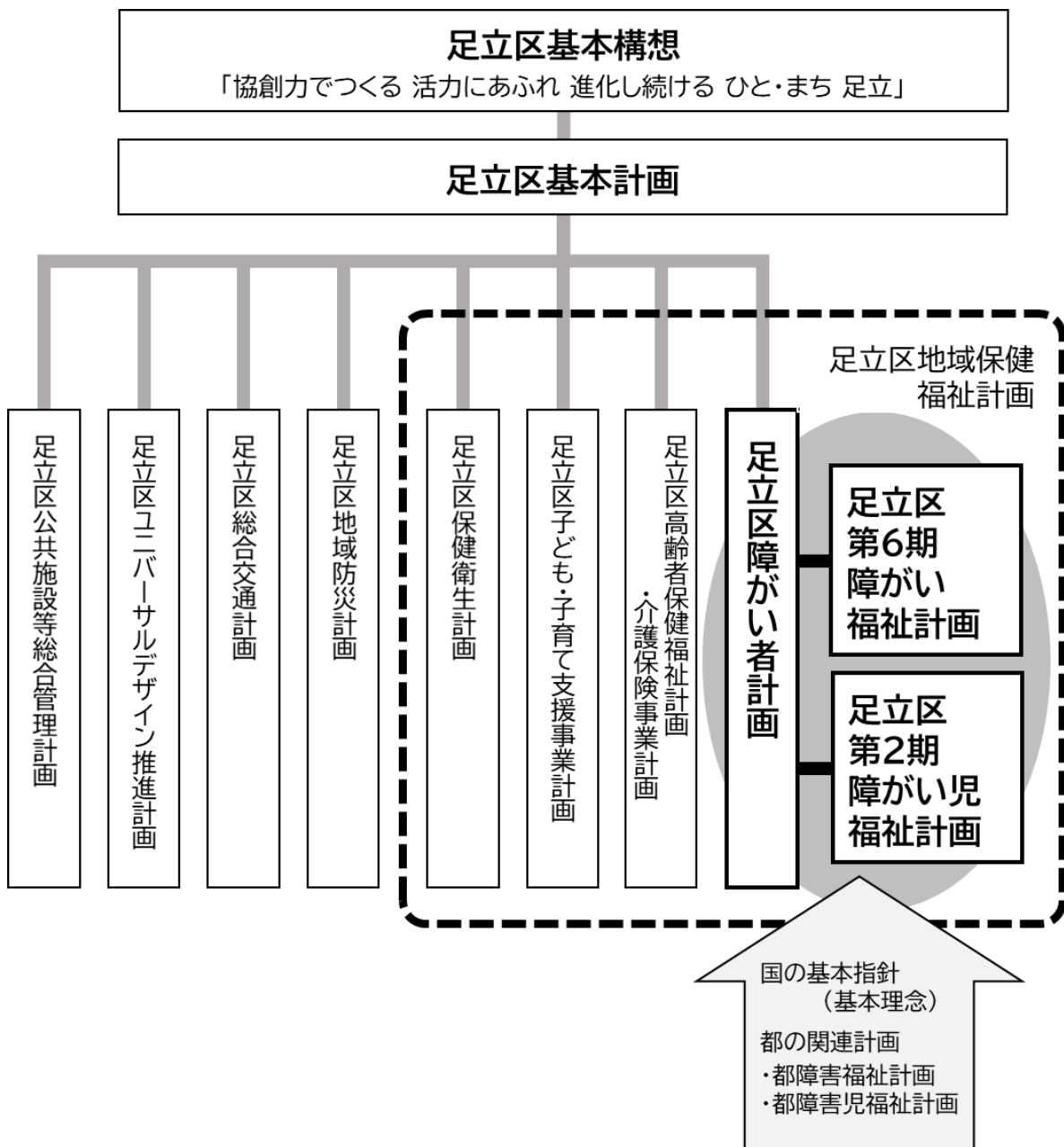
障がい福祉計画は障害者総合支援法、障がい児福祉計画は児童福祉法に基づき、令和3年度から3年間の計画として策定します。

年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
障がい者計画 (障害者基本法)	足立区障がい者計画 あだちノーマライゼーション推進プランⅢ					
障がい福祉計画 (障害者総合支援法)	第5期 障がい福祉計画			第6期 障がい福祉計画		
障がい児福祉計画 (児童福祉法)	第1期 障がい児福祉計画			第2期 障がい児福祉計画		

### 3 計画の位置づけ

足立区第6期障がい福祉計画・足立区第2期障がい児福祉計画は、「足立区基本構想」が掲げる将来像「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」、及びその実現に向けた4つの視点（「ひと」「暮らし」「まち」「行財政」）に基づいて、施策と活動指標を体系化することにより、調和と整合性を図っています。

また、足立区基本構想の実現に向けた計画である「足立区基本計画」の障がい者施策に関する分野別計画として位置づけられている「足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅢ～」との整合性を図って策定します。





## 第2章 計画策定にあたっての基本的な考え方

### 1 国の考え方～成果目標～

国は、基本指針において、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（以下、「成果目標」といいます。）を、以下のように示しています。

項目		国が示す成果目標		頁
①	施設入所者の地域生活への移行	1	【地域生活移行者の増加】 令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。	5
		2	【施設入所者の削減】 令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。	6
②	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築  ※都道府県のみ目標値設定	1	精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。	7
		2	令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。	7
		3	精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。	7
③	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。		7
④	福祉施設から一般就労への移行等	1	令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。 併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.3倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。	8
		2	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。	9
		3	就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。	10
⑤	障害児支援の提供体制の整備等	1	令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上設置することを基本とする。	11

⑤	障害児支援の提供体制の整備等	2	令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。	11
		3	令和5年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。 ※都道府県のみ目標値設定	12
		4	令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1ヵ所以上確保することを基本とする。	12
		5	令和5年度末までに 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	13
		⑥	相談支援体制の充実・強化等	令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
⑦	障害福祉サービス等の質の向上	令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。	14	

## 2 足立区の考え方

足立区では、国が示した基本指針や、区における上位計画である足立区基本構想及び基本計画に基づいて、「足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅢ～」 「足立区第5期障がい福祉計画」 「足立区第1期障がい児福祉計画」を策定し、その基本理念である「障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで、共に安心して生活し続けられる足立区の実現」に向けた取り組みを進めてきました。

足立区第6期障がい福祉計画・足立区第2期障がい児福祉計画の策定にあたり、障がいに関する手帳等を有する障がい者・障がい児及び障害福祉サービス等事業所の実態とニーズを明らかにすることを目的として、令和元年度に区内在住の障がい者・障がい児の保護者、区内障害福祉サービス等事業所を対象とした、足立区初のアンケート調査を実施しました。

また、「足立区障がい者計画～あだちノーマライゼーション推進プランⅢ～」で定めた成果指標・活動指標について、平成30年度から令和2年度にかけての進捗状況の確認を行いました（第4章1参照）。

アンケート調査の結果から明らかになった実態や課題、ニーズと、平成30年度から令和2年度の障がい者計画の進捗状況を踏まえ、新たに示された国の指針や他の足立区の各種関連計画との整合性や調和を図りながら、第3章で国の成果目標に関する足立区の目標数値を定めました。

あわせて足立区障がい者計画で定めた成果指標・活動指標を見直し、令和3年度から5年度までの目標値を設定しています（第4章2参照）。

### 第3章 足立区第6期障がい福祉計画・足立区第2期障がい児福祉計画

#### 1 国の成果目標に対する足立区の目標

##### 【国が示す成果目標①－1】施設入所者の地域生活移行促進

令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

前期計画では、これまでの地域移行の現状を踏まえ、平成28年度から令和2年度末にかけて施設入所者の6%が地域生活へ移行する目標を設定しました。平成28年度末時点の638名の入所者のうち、グループホーム等地域生活に移行した障がい者は21名・3.3%（退所者の総数は60名）にとどまっています。

令和元年度に実施した事業者調査では、地域移行したサービス利用者がある事業者では、同様に少数に留まっています。また、都外の施設入所者を対象として実施した生活意向に関する聴き取り調査（障害支援区分認定調査時にあわせて実施）では、回答のあった92名のうち約8割が入所期間5年以上で、今後の生活について、「このまま今の施設で生活を続けたい」が41名、「わからない、回答することが難しい、回答できない」が36名と全体の8割以上を占め、今後の地域移行の進展が困難な状況が明らかになっています。

地域移行に積極的に取り組むことが難しい実態はありますが、令和5年度末までの地域移行者数について、国が求める6%の38人という目標を設定し、重度障がい者に対応できるグループホームの整備などに努めます。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
21人（3.3%）	38人（6.1%）

##### 【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (2)	成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実（障害者総合支援法関連）
施策 ①	障がい福祉サービスの充実
活動指標 8	共同生活援助(グループホーム)利用者数・区内定員数（60 頁）
10	施設入所支援施設利用者数（62 頁）

【国が示す成果目標①－2】施設入所者数の削減

令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

施設利用者及びその保護者の高齢化が急速に進んでいる現状を踏まえ、退所する施設入所者と、新たに入所する地域の障がい者数が均衡すると考え、平成28年度から令和2年度末にかけて施設入所者数は同数という目標を設定しました。平成28年度末時点の入所者数638名に対し、令和元年度末の入所者数は1.9%、12名減り、626名でした。

令和元年度に実施した障がい者調査は、在宅の方を対象に実施したのですが、将来希望する暮らし方として、グループホームや施設への入所を希望する方は全体の約1割であり、約6割の方は家族との同居やひとり暮らしによる地域での生活を望んでいます。

こうした調査結果とニーズを踏まえ、令和5年度末に令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減となる614人という目標を設定します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
626人（12名・1.9%減）	614人（12名・1.9%減）

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (2)	成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実（障害者総合支援法関連）
施策 ①	障がい福祉サービスの充実
活動指標 10	施設入所支援施設利用者数（62 頁）

**【国が示す成果目標②－1・2・3】精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**

以下の成果目標は、都道府県が目標値を設定します。

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。

令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。

精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

**【国が示す成果目標③】地域生活支援拠点の整備**

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

地域生活支援拠点について、必要な各機能を関係機関で分担する、いわゆる面的整備で令和2年度中の設置を予定しています。国の成果目標は、その機能の充実を目的とした運用状況の検証及び検討をすることとなりましたので、足立区地域自立支援協議会で運用状況の検証・検討を実施する方向で調整しています。

事業者調査の結果では、特に「緊急時の受け入れ」、「相談支援の充実」、「専門的人材の確保」、「地域の連携体制」の体制整備の必要性が挙げられており、それらの機能の充実に向けた取り組みが必要です。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
未実施	自立支援協議会において実施

**【区施策・活動指標とのつながり】**

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て（5）	重度化・高齢化を見据えた拠点づくり
施策 ①	地域生活支援拠点の整備
活動指標 1	地域生活支援拠点の整備（83頁）

【国が示す成果目標④－1】 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者

令和5年度中に、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

平成28年度に福祉施設から一般就労への移行者は87名、令和元年度実績では1.28倍の111人と、前期の目標値である1.5倍には届きませんでした。

事業者調査の結果では、回答のあった134事業者のうち、就労移行支援事業のサービス利用者がある事業所は5.2%であり、就労継続支援A型事業は3.7%、就労継続支援B型事業は9.7%となっています。充実を期待する足立区の障がい福祉施策として、18歳以上の障がい者調査では精神障がい者における「就労・就学支援の充実」の希望が高く、18歳未満の障がい児・保護者調査でも「就労支援の充実」が最も高くなっており、就業可能な年齢の障がい者や将来就業する障がい児への支援を充実させていく必要があります。

こうした実態やニーズを踏まえ、令和5年度末に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者の目標値を141名と設定します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
111名（1.28倍）	141名（1.27倍）

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (3)	就労支援の充実（それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援）
施策 ①	就労支援サービスの充実
活動指標 4	就労移行支援事業等を通じて一般就労した者への支援（77頁）

**【国が示す成果目標④－2】**

**就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、就労定着支援を利用した者の割合**

令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

この成果目標は、今回改定された基本指針で初めて設定されたものです。

障がい者調査において、就労継続意向及び就労意向のある人の悩みや不安として、「給与が希望より少ない」や「体調や障がい、精神面の状態の維持が難しい」が多くなっています。就業を継続するためには、働きやすい環境に調整するための支援が必要になっています。

こうした調査結果やニーズを踏まえ、就労定着支援事業を活用し、就労を継続できるよう、令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者の目標値である141名の7割、98名が就労定着支援を利用する目標を設定します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
74名（66.7%）	98名（69.5%）

**【区施策・活動指標とのつながり】**

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (3)	就労支援の充実（それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援）
施策 ①	就労支援サービスの充実
活動指標 5	就労定着支援事業利用者数（78頁）



**【国が示す成果目標④－3】 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数**

就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

この成果目標も、上記④－2と同様に、今回の基本指針で初めて設定されたものです。

就労定着支援事業は平成30年度から制度化されたもので、初年度は88名だった支給決定者数は、令和元年度には150名まで増えています。事業所数も、制度施行時の3か所から12か所まで増えました。

18歳以上の障がい者調査では、一般就労・就労継続支援A型で就労している人の約7割が働き続ける上で何らかの悩みや不安を抱えています。

こうした調査結果やニーズを踏まえ、就労定着支援12事業の75%、9事業所の就労定着率が8割以上となる目標を設定します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
7事業所（63.6%）	9事業所（75.0%）

**【区施策・活動指標とのつながり】**

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (3)	就労支援の充実（それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援）
施策 ①	就労支援サービスの充実
活動指標 5	就労定着支援事業利用者数（78頁）



【国が示す成果目標⑤－1】 児童発達支援センターの設置

令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

足立区では、平成28年度末時点で児童発達支援センターを3カ所設置していましたが、障がい特性が多様化する中、令和2年度末までに増設を目指していました。

達成には至りませんでした。支援を必要とする乳幼児に対して、より手厚い支援を提供できるよう、引き続き増設に向けた取り組みを実施し、早期の開設を目指します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
設置済（3カ所）	3カ所

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (1)	乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築
施策 ②	乳幼児期の取り組みの充実
活動指標 4	児童発達支援施設利用者数・利用日数（47頁）

【国が示す成果目標⑤－2】 保育所等訪問支援事業の実施体制構築

令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

18歳未満の障がい児調査では、「通園先の保育園などを訪問して行う適応指導など（保育所等訪問支援）」を利用している障がい児は約5%にとどまっており、事業を活用できていないケースが多いと考えられます。保育所等の先生、保護者への助言を通じて、より多くの障がい児が落ち着いて集団生活が送れるように支援を行っていくことが望まれます。

事業をより積極的に活用していくために、令和5年度末までに保育所等訪問支援事業所を1カ所増やして6カ所にするという目標を設定します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
実施済（5カ所）	6カ所

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (1)	乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築
施策 ①	早期発見・相談・療育の仕組みづくり
活動指標 1	保育所等訪問支援利用者数・利用日数（39頁）

【国が示す成果目標⑤－3】 難聴児支援中核機能体制の確保

以下の成果目標は、都道府県が目標値を設定します。

令和5年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。

【国が示す成果目標⑤－4】 主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保

令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

現時点において、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が4か所、放課後等デイサービス事業所が1か所設置されています。18歳未満の障がい児調査では、現在利用しているサービスとして「放課後や休日に通って受ける訓練（放課後等デイサービス）」が半数弱で最も高く、「療育（児童発達支援）」が次に続くなど、ニーズの高い事業です。

国の成果目標を超えてはいますが、それぞれ1事業所ずつの増設を目標とします。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
児童発達支援事業所 4か所	児童発達支援事業所 5か所
放課後等デイサービス事業所 1か所	放課後等デイサービス事業所 2か所

【区施策・活動指標とのつながり】

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (1)	乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築
施策 ②	乳幼児期の取り組みの充実
③	学齢期の取り組みの充実
活動指標 4	児童発達支援施設利用者数・利用日数（47頁）
2	放課後等デイサービス施設利用者数・利用日数（50頁）

**【国が示す成果目標⑤－5】 医療的ケア児等に関するコーディネータの配置**

令和5年度末までに 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

足立区では、令和元年度に医療的ケア児ネットワーク協議会を設置しており、医療的ケア児とその家族への支援について意見交換を行っています。また、事業者調査では、サービスの提供における課題として「医療的ケアへの対応が難しい」が約16%となっています。

医療的ケア児等及びその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、総合的に調整を行う立場としてコーディネーターを配置することが望まれます。

令和元年度時点で、医療的ケア児コーディネーター研修を受講した区職員は5名ですが、コーディネーターとして配置されているわけではありません。

医療的ケア児ネットワーク協議会の意見を参考に、医療的ケア児の相談体制のあり方を検討し、令和5年度末までに区内に3名配置するという目標を設定します。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
なし	3名

**【区施策・活動指標とのつながり】**

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て (1)	乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築
施策 ①	早期発見・相談・療育の仕組みづくり
活動指標 5	医療的ケア児コーディネーターの配置人数（43 頁）

**【国が示す成果目標⑥】 相談支援体制の充実・強化等**

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

この成果目標も、今回の基本指針で初めて設定されたものです。

総合的・専門的な相談支援を担う基幹相談支援センターは、区立の障がい福祉センター自立生活支援室が担い、区内相談支援事業所を対象としたネットワーク会議を年6回程度開催し、相談支援専門員の質の向上に取り組んでいます。

一方で相談支援事業所数は伸び悩み、計画相談支援・障害児相談支援の支給決定者も頭打ちとなっています。相談支援体制を充実・強化するために、まず事業所を増やすことが一番の課題であると考えられることから、足立区の成果目標を相談支援事業所数とし、令和5年度末までに50事業所とする目標を設定し、取り組めます。

足立区の現状（令和元年度末）	足立区の目標（令和5年度末）
28事業所	50事業所

**【区施策・活動指標とのつながり】**

視点 暮らし	いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現
柱立て（6）	相談支援体制の強化
施策 ①	相談支援体制の強化・充実
活動指標 2	指定特定・指定障害児相談支援事業所数（85 頁）

**【国が示す成果目標⑦】 障害福祉サービス等の質の向上**

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

この成果目標も、今回の基本指針で初めて設定されたものです。

サービスの質を向上させる取り組みについては、「サービス見込量及び確保のための方策」及び「活動指標の進捗状況と次期取り組み方針」の中で、それぞれに質の向上という視点を盛り込みます。また、質の向上を評価する仕組みについて検討します。

## 2 目標達成のための「足立区障がい者計画」施策体系図

視点	柱立て	施策
ひと	(1) さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成	① 人材養成研修の充実
		変更
		② ピアサポート活動の充実とピアサポーターの育成
		③ 区内大学・専門学校・小・中・高校と連携した人づくり
	(2) 障がいの理解と障がい者に対する差別解消に向けた取り組み	① 障がい者差別解消の取り組みの強化
		② 小・中・高校等の児童・生徒に対する啓発
		③ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発
		④ 障がい者スポーツへの区民理解のための活動
くらし	(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築	① 早期発見・相談・療育の仕組みづくり
		② 乳幼児期の取り組みの充実
		③ 学齢期の取り組みの充実
		④ 学齢期から青年期への円滑な移行
	(2) 成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実(障害者総合支援法関連)	① 障がい福祉サービスの充実

活動指標	頁	国成果目標
1 移動支援従事者養成研修修了者数	25	
2 手話講習会修了者数	26	
3 高次脳機能障がいサポーター研修修了者数	27	
4 発達支援コーディネーター育成研修の受講修了者数	28	
1 精神障がい者ピアサポーターの登録者数	29	
2 追加 障がい福祉センターで相談活動をするピアサポーターの人数	30	
1 障がい者施設でのインターンシップ受入可能人数と受入人数	31	
2 障がい者施設での職場体験授業の受入可能人数と受入人数	32	
1 障がい者差別解消関連研修実施回数・参加者数	33	
1 啓発事業等を実施した学校数・参加者数	34	
1 ヘルプマークの配付数	35	
2 ヘルプカードの配付数	36	
1 小・中学校と特別支援学校との交流回数	37	
2 パラスポーツ普及・啓発事業の実施回数	38	
1 保育所等訪問支援利用者数・利用日数	39	⑤-2
2 居宅訪問型児童発達支援利用者数・利用日数	40	
3 変更 ペアレント・メンターの人数	41	
4 追加 ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講修了者数	42	
5 追加 医療的ケア児コーディネーターの配置人数	43	⑤-5
1 「気づきのしくみ」から相談につながった件数	44	
2 「チューリップシート」の提出件数	45	
3 こども支援センターげんき発達支援係における発達相談件数	46	
4 児童発達支援施設利用者数・利用日数	47	⑤-1・4
5 医療型児童発達支援施設利用者数・利用日数	48	
1 就学相談利用件数	49	
2 放課後等デイサービス施設利用者数・利用日数	50	⑤-4
1 特別支援学校と区が進路協議を行った回数	51	
2 第一希望（本人または家族等の希望）の区内障がい者通所施設に入ることができた割合	52	
1 居宅系サービス利用者数・利用時間数	53	
2 短期入所（ショートステイ）施設利用者数・利用日数	54	
3 療養介護施設利用者数	55	
4 生活介護施設利用者数・利用日数	56	
5 自立訓練（機能訓練）施設利用者数・利用日数	57	
6 自立訓練（生活訓練）施設利用者数・利用日数	58	
7 宿泊型自立訓練施設利用者数・利用日数	59	
8 共同生活援助（グループホーム）利用者数・区内定員数	60	①-1
9 追加 自立生活援助事業利用者数	61	
10 施設入所支援施設利用者数	62	①-1・2
11 重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業利用者数・利用時間数	63	

視点	柱立て	施策
こ し ょ	(2) 成人期の障がい者が ライフステージに応じた 支援を受けられる体制の充実 (障害者総合支援法関連)	② 地域生活支援事業の充実
		③ 地域移行支援の推進
		④ 地域定着支援の推進
	(3) 就労支援の充実 (それぞれの特性に合わせて いきいきと働くための支援)	① 就労支援サービスの充実
	(4) 障がい者が身近な地域で 芸術・文化・スポーツを 楽しめる仕組みづくり	① 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実
	(5) 重度化・高齢化を見据えた 拠点づくり	① 地域生活支援拠点の整備
追加	(6) 相談支援体制の強化	① 相談支援体制の強化・充実
ま ち	(1) 安心・安全なまちづくりの実現	① 震災や火災、水害などに強いまちづくりの推進
		② ビューティフル・ウィンドウズ運動のさらなる推進
		③ ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進
(2) 便利で快適な道路・交通網の 整備 (都市基盤の整備)	① スムーズに移動できる交通環境の整備	
	② 安全に利用できる道路環境の整備	
	③ 安全な駅の整備	
区	(1) 障がい者への虐待防止と 権利擁護に向けた取り組み	① 各種ネットワークの構築と推進
		② 障がい者への虐待防止と権利擁護
追加	(2) 地域における 精神保健医療福祉体制の基盤整備	① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
ひと	(1) さまざまな場面における 障がい福祉を担う人材の育成	① 人材養成研修の充実 ② ボランティアの育成
くらし	(4) 障がい者が身近な地域で 芸術・文化・スポーツを 楽しめる仕組みづくり	① 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実

活動指標	頁	国成果目標
1 手話通訳者等の派遣件数（意思疎通支援）	64	
2 日常生活用具給付件数	65	
3 移動支援事業（個別支援型）利用者数・利用時間数	66	
4 移動支援事業（車両移送型）通所バス利用者数	67	
5 地域活動支援センター利用者数・登録者数	68	
6 巡回入浴利用者数	69	
7 日中保護利用者数	70	
1 地域移行支援事業利用者数	71	
2 精神病床における1年以上の長期入院患者数	72	
1 地域定着支援事業利用者数	73	
1 就労移行支援施設利用者数・利用日数	74	
2 就労継続支援A型施設利用者数・利用日数	75	
3 就労継続支援B型施設利用者数・利用日数	76	
4 就労移行支援事業等を通じて一般就労した者への支援	77	④-1
5 就労定着支援事業利用者数	78	④-2・3
6 障害者優先調達推進法に基づく優先調達実績数・実績額	79	
1 障がい者アート展の入場者数・出品応募者数	80	
2 追加 あだちスポーツコンシェルジュ利用者数	81	
3 障がい者スポーツ指導員養成講習会修了者数	82	
1 地域生活支援拠点の整備	83	③
1 移動 相談支援従事者初任者研修・現任研修修了者数 ← ひと（1）① から移動	84	
2 移動 指定特定・指定障害児相談支援事業所数 ← くらし（2）① から移動	85	⑥
3 追加 計画相談支援・障害児相談支援利用者数	86	
1 福祉避難所として指定している福祉施設数・全施設に対する割合	87	
1 治安が「良い」と感じる区民の割合	88	
1 ユニバーサルデザインまたはバリアフリーに配慮した公共施設の整備実績	89	
1 障がい者が利用しやすいバス停の整備数（コミュニティバスはるかせ）	90	
1 バリアフリーに対応した整備を行った歩道の延長	91	
1 ホームドアが設置されている区内駅の割合	92	
1 障がい関連ネットワークの開催回数	93	
1 後見人等利用者数	94	
2 障がい者虐待の通報件数	95	
1 追加 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数・関係者ごとの参加者数	96	
2 追加 保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	97	

廃止	同行援護従事者養成研修修了者数 ⇒ 社会福祉協議会事業終了に伴い廃止
廃止	ここあだちカレッジ受講者のボランティア団体登録割合 ⇒ 社会福祉協議会事業終了に伴い廃止
廃止 変更	東京都障害者総合スポーツセンターに登録する区内障がい者数 ⇒ 東京都で目標値の設定困難とのことから、「あだちスポーツコンシェルジュ利用者数」に変更



### 3 サービス見込量及び確保のための方策

この項は、基本指針により市町村が定めるとされている、「各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごと必要な量の見込み及びその見込量確保のための方策」について整理したものです。

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画期間における実績（令和2年度は見込み）と、アンケート調査から明らかになったニーズ等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの見込量を算出しました。各サービスの見込量は、それぞれ区が定めた活動指標と連動していますので、個々のサービスの詳細は該当頁を参照ください。

#### 【訪問系サービス】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
居宅介護	利用者数	人/月	1,075	1,095	1,165	1,215	1,265	1,318	53
	利用量	時間/月	20,170	21,763	21,486	22,570	23,707	24,903	
重度訪問介護	利用者数	人/月	98	96	102	106	111	116	53
	利用量	時間/月	25,783	24,280	25,565	26,854	28,209	29,632	
行動援護	利用者数	人/月	126	113	134	140	146	152	53
	利用量	時間/月	4,150	3,731	4,356	4,576	4,807	5,049	
同行援護	利用者数	人/月	276	256	281	293	306	319	53
	利用量	時間/月	8,483	6,820	8,836	9,282	9,750	10,242	
重度障害者等 包括支援	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0	53
	利用量	時間/月	0	0	0	0	0	0	

#### ■ 現状

区の障がい者の年齢構成比は、身体障がい者や特定医療費受給者証（難病医療券）では半数以上が65歳以上となっており、今後も高齢化が進むことで介護保険サービスに切り替わる障がい者の増加が想定されます。また、手帳等を保有する障がい者の数は年々増加傾向が続いており、重度障害者等包括支援以外のサービス利用実績も概ね増加傾向にあり、令和3年度から5年度にかけても増加が見込まれます。

一方、事業者調査では、事業者経営の課題として「職員の確保が難しい」と回答した事業所が65.7%あり、新規のサービス提供依頼についても、対応できている事業者は39.6%にとどまっています。また、サービス提供における課題について、「量的に利用者の希望に応えられない」が30.6%あり、「質的に応えられない」の15.7%を大きく上回るなど、すべてのサービスにおいて人材の確保が一番の課題となっています。

#### ■ 確保のための方策

支援を必要とする人が、必要とする場面で希望どおりに利用することができるよう、体制の整備を進めなければいけません。人材不足は医療・介護や保育分野における共通の課題であり、関係所管と連携しながら、障がい福祉サービスの人材確保に取り組みます。

【日中活動系サービス（介護給付）】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 員数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
生活介護	利用者数	人/月	1,620	1,630	1,658	1,672	1,685	1,698	56
	利用量	日/月	30,475	31,869	33,160	33,300	33,420	33,560	
療養介護	利用者数	人/月	62	65	66	66	66	66	55
短期入所 (福祉型)	利用者数	人/月	295	274	293	307	322	338	54
	利用量	日/月	2,708	2,726	2,836	2,950	2,950	2,950	
短期入所 (医療型)	利用者数	人/月	18	17	20	21	22	23	54
	利用量	日/月	93	117	124	132	140	149	

■ 現状

利用実績は全体的に概ね増加傾向であるため、令和3年度から5年度にかけても増加を見込んでいます。

なかでも生活介護は、利用者数・利用量とも増加しており、18歳以上の障がい者調査においても、現在利用しているサービスに対して「今後も利用したい」と答えた方が多く、引き続き増加が見込まれます。

療養介護については、入院患者を対象に、医療機関において日中提供される支援であることから、利用実績が少なく、対象者も限られていることから、横ばいを想定しています。

短期入所については、福祉型はレスパイトとして家族支援のニーズが、医療型は医療的ケアの必要な利用者対応のニーズがあり、今後もそれぞれ利用の増加が見込まれます。特に18歳未満の障がい児調査では、現在利用しているサービスのうち「一時的な預かり（ショートステイ・日中一時支援）」の割合が1割強であるのに対して、今後利用したいサービスとしては4割強になっており、潜在的なニーズが高いことがうかがえます。

また、中重度の障がい者に対応し、比較的長期間受け入れてもらえる事業者が都内に少なく、区内の短期入所は予約をするのも困難で緊急時の利用が見込めず、青森県や長崎県などの遠方へ行かないと利用できない状況も生じています。

■ 確保のための方策

重度の利用者に対応可能な生活介護は、特別支援学校高等部を卒業してくる生徒の動向（障がい程度や居住地等）を長期的に把握し、現状の区内事業所の地理的配置状況も考慮しつつ作成した「足立区障がい福祉施設整備方針（平成26年4月策定）」に基づき、社会福祉法人等との協働により整備を進めます。

共同生活援助（グループホーム）の整備時に、あわせて短期入所機能の付加を検討してもらうなど、区内や近郊で利用できる体制の整備が求められます。

## 【日中活動系サービス（訓練等給付）】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 員数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人/月	37	25	35	35	35	35	57
	利用量	日/月	294	195	280	280	280	280	
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人/月	40	53	60	65	70	75	58
	利用量	日/月	578	860	960	1,040	1,120	1,200	
宿泊型自立訓練	利用者数	人/月	14	7	10	10	10	10	59
	利用量	日/月	430	190	300	300	300	300	
就労移行支援	利用者数	人/月	229	238	261	284	307	330	74
	利用量	日/月	3,655	3,717	4,107	4,539	5,015	5,542	
就労継続支援A型	利用者数	人/月	221	216	220	220	220	220	75
	利用量	日/月	4,407	4,262	4,400	4,400	4,400	4,400	
就労継続支援B型	利用者数	人/月	965	1,002	1,049	1,098	1,149	1,203	76
	利用量	日/月	14,533	15,384	15,814	16,256	16,710	17,177	
就労定着支援	利用者数	人/月	68	113	140	150	160	170	78

## ■ 現状

自立訓練については、機能訓練及び生活訓練、宿泊型自立訓練いずれも、年度によって実績に差があるものの、障がい者調査では、今後利用したいという回答が多くなっています。標準利用期間が定められているサービスのため、利用者数自体が伸びることを見込んでいませんが、生活訓練は精神障がいの利用者が増えていることから、微増の見込みとなっています。

就労移行支援については、区内外を問わず事業者が増えており、利用者数も増加傾向が続いていることから、今後も増加を見込んでいます。

就労継続支援A型については、障がい者調査で利用希望が多いサービスのひとつになっていますが、平成30年度の報酬改定で報酬が低く抑えられたことから、新規で参入する事業者はなくなり、既存の事業所の撤退や他事業への変更もみられるところから、横ばいとなりました。

就労継続支援B型については、過去3年の利用実績が増加傾向にあり、今後も地域における障がい者雇用に代わる場としての役割が高まることが想定されます。

就労定着支援については、一般就労への移行者に対する定着支援の重要性が認識され、国の基本指針においても、定着支援利用者の割合を高める成果目標が設定されていることから、今後も利用の増加を見込んでいます。

## ■ 確保のための方策

就労系の日中活動サービスは、これまで区が計画的に整備に取り組まなくても、事業者が増えってきましたが、一方で作業の内容や工賃の支給をめぐるトラブルも少なからず発生しています。就労系サービスのネットワークを活用し、質の向上に向けた研修の実施などの支援体制を構築します。

【居住系サービス】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自立生活援助	利用者数	人/月	4	10	14	15	16	17	61
共同生活援助	利用者数	人/月	654	719	767	815	863	911	60
施設入所支援	利用者数	人/月	638	626	622	619	617	614	62

■ 現状

共同生活援助については、施設入所者の削減と地域移行の推進に取り組んできたことにより、過去3年間で利用者数が増加しており、今後も増加傾向が続くことが想定されます。

施設入所支援については、引き続き入所者の削減に取り組むことから、見込量も減少を想定しています。一方、障がい者の高齢化・重度化、保護者の高齢化に伴う「親なき後」対応等により、施設入所を必要とする障がい者も一定数見込まれることから、十分なサービスの提供ができるよう、調整を図ります。

■ 確保のための方策

区内の共同生活援助事業所数は増えていますが、中重度を対象とした事業所は圧倒的に不足しています。地域移行を促進し、障がい者が地域において自立した生活を送れるよう、新規開設希望者に重度対応を要望するなどして、ニーズに対応できるサービス量の確保に取り組めます。

【相談支援】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
計画相談支援	利用者数	人/月	538	744	921	1,141	1,413	1,749	86
地域移行支援	利用者数	人/月	10	7	10	10	10	10	71
地域定着支援	利用者数	人/月	7	6	6	7	7	7	73

■ 現状

平成27年度よりサービス等利用計画の作成が求められたことから、計画相談支援利用者は増加しています。しかし、相談支援事業所が思うように増えず、相談支援専門員は増えても、セルフプラン（相談支援専門員以外の者が作成したサービス等利用計画）の割合が減少しません。

地域移行支援、地域定着支援については、施設入所者の地域移行や精神障がい者の退院促進に必要なサービスですが、希望者は概ね利用できている状況にあります。

■ 確保のための方策

国に相談支援の報酬見直しを求めつつ、計画相談支援事業所未設置の法人への働きかけを行い、あわせて未従事の相談支援専門員有資格者の活用を求めています。

## 【障害児通所支援】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
児童発達支援	利用者数	人/月	401	413	449	477	505	533	47
	利用量	日/月	3,933	3,762	4,041	4,293	4,545	4,797	
医療型 児童発達支援	利用者数	人/月	35	33	35	36	38	40	48
	利用量	日/月	259	263	280	288	304	320	
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0	40
	利用量	日/月	0	0	0	0	0	0	
放課後等 デイサービス	利用者数	人/月	810	769	904	977	1,050	1,123	50
	利用量	日/月	10,489	10,241	11,453	12,707	14,099	15,643	
保育所等訪問支援	利用者数	人/月	31	22	60	65	70	75	39
	利用量	日/月	81	37	150	163	175	188	

## ■ 現状

障害児通所支援については、増加傾向が続いており、今後も増加が見込まれます。18歳未満の障がい児調査では、充実を期待する障がい福祉施策として、「療育・就学支援の充実」が高くなっており、ニーズに対応できるよう、体制の整備を進めます。

唯一利用実績のない居宅訪問型児童発達支援は、事業者調査でも実施を検討している事業所はありませんでした。今後もニーズの把握に努め、区内での居宅訪問型の実施を検討します。

放課後等デイサービスについては、事業所数が増加したことで、定員が埋まらない事業所がある一方で、利用希望を断らざるを得ない状況が続き、2号店・3号店を開設する事業所もあるなど、二極化の傾向にあります。利用児童に対する、障がい者虐待ともとれる不適切な支援の通報が減らず、サービスの質の向上が重要な課題となっています。

## ■ 確保のための方策

医療的ケア児や重症心身障がい児に対応できる児童発達支援や放課後等デイサービス事業所が少ないことから、既存の事業所のみならず、今後区内に新規開設を予定する法人等に働きかけ、体制の整備を進めます。

放課後等デイサービスの事業所はこれからも増加が見込まれますが、質の向上に向けた効果的・効率的な支援の方法について、引き続き検討します。

## 【障害児相談支援】

サービス等	単位		実績			見込量			活動指標 頁数
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障害児相談支援	利用者数	人/月	146	150	143	160	180	200	86

## ■ 現状

障害児相談支援については、実績数は大きく変化がないものの、障害児通所支援の利用者は増えていることから、セルフプランの割合が増えています。計画相談支援同様、適切なサービス利用を進めるためにも、相談支援体制の充実に努めます。

## 第4章 足立区障がい者計画の進捗状況

### 1 成果指標の進捗状況と目標値

区の4つの視点に基づく成果指標は、以下のとおりです。令和2年度の間接評価（上段：実績、下段：目標値）及び国の基本指針を踏まえ、令和5年度末の目標値を一部修正しました。

視点	成果指標・目標	計画作成時	中間評価	目標値
		実績		
		平成29年度 (2017年度)	令和2年度 (2020年度)	令和5年度 (2023年度)
【ひと】 障がい者福祉を支える ひとづくり (心のユニバーサル デザイン)	日常生活の中で、周囲から配慮されていると思う障がい者の割合	—	35.6% (35.0%)	40.0%
	「自らを含めた地域の人々が、日常生活の中で、高齢者・障がい者等の多様な人々に配慮している」と思う区民の割合	—	34.3% (45.0%)	50.0%
【くらし】 いつまでも住みなれた 地域で安心して暮らし 続けられる社会の実現	「障がい者支援施策に満足している」と思う障がい者の割合	—	34.6% (48.0%)	50.0%
	支援が必要と思われる就学前（1歳児～5歳児）の乳幼児のうち、発達相談につながった割合	60.0%	65.0% (65.0%)	70.0%
	福祉施設から一般就労への移行実績を令和2年度末までに平成28年度実績の1.5倍とする（国の成果目標）	87人 (28年度)	106人 (131人)	139人
【まち】 安心して生活できる 社会基盤の整備	「快適で安全なまちである」と思う障がい者の割合	—	37.6% (41.0%)	43.0%
	「快適で安全なまちである」と思う区民の割合	41.5% (27年度)	53.4% (43.5%)	*60.0% 45.5%
	「障がい者支援施策に満足している」と思う障がい者の割合（再掲）	—	34.6% (48.0%)	50.0%
【区】 協創を基盤とした 共生社会の実現	障がい福祉関連ネットワークの再構築とさらなる推進（協創プラットフォームの構築）	（目標のため成果指標はなし）		
	障がいに対する理解と啓発の推進及び共生社会の実現			

\* 「快適で安全なまちである」と思う区民の割合は、中間年で目標値を超えたため、上方修正した。

## 2 活動指標の進捗状況と次期取り組み方針

ひと	障がい者福祉を支えるひとづくり(心のユニバーサルデザイン)
----	-------------------------------

柱立て(1) さまざまな場面における障がい福祉を担う人材の育成
---------------------------------

### 柱立て(1) - 施策① 人材養成研修の充実

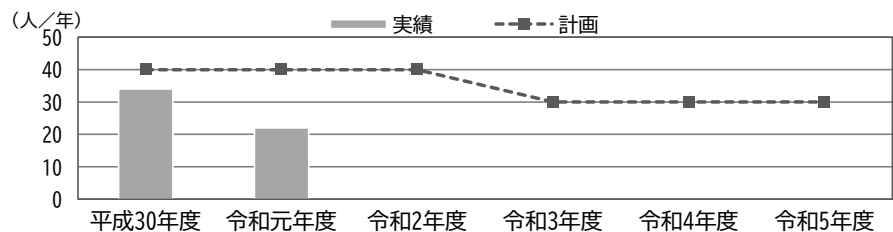
#### 【活動指標1】移動支援従事者養成研修修了者数

知的障がいについての知識や援助技術を習得するための講義や演習を実施して、知的障がいのある方の外出・移動を安全に支援できる移動支援従事者を養成しています。

#### 実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修了者数(人/年)	計画	40	40	40	30	30	30
	実績	34	22	0	-	-	-

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止



今期の取り組み内容
年度によって修了者数にばらつきがあるものの、研修を継続して開催してきましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を見合わせました。



次期の取り組み方針
今後は講義形式や演習内容を工夫しながら養成に努めます。

担当所管	障がい福祉センター
------	-----------

柱立て(1) - 施策① 人材養成研修の充実

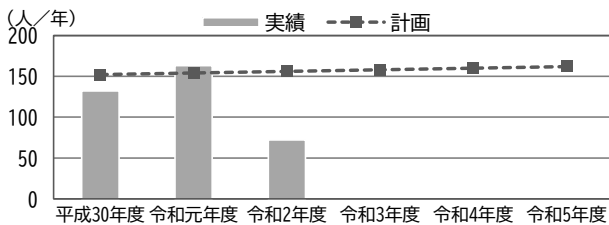
【活動指標2】手話講習会修了者数

聴覚障がい者等の社会参加を促進するために区内在住、在勤、または在学者で聴覚障がい者の福祉に理解と熱意のある方を対象に手話講習会を実施し、手話ボランティアおよび手話通訳者をめざす方を養成しています。

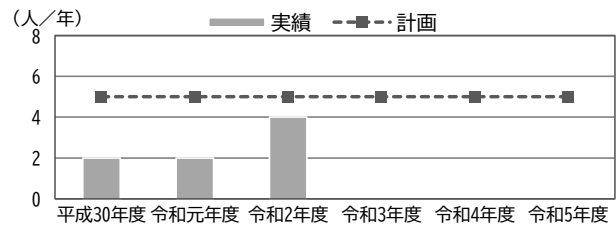
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話講習会修了者数(人/年)	計画	152	154	156	158	160	162
	実績	132	163	72	-	-	-
手話通訳者新規登録者数(人/年)	計画	5	5	5	5	5	5
	実績	2	2	4	-	-	-

手話講習会修了者数



手話通訳者新規登録者数



今期の取り組み内容

毎年区で手話講習会を継続して開催してきました。手話通訳者の養成をさらに推進するため、令和元年度より、これまでの初級・中級・上級コースに加え、養成コースを新設しました。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、定員を前年の半数以下に減らし、実施しました。  
 また、足立区総合ボランティアセンターに新たに登録される手話通訳者が令和2年度は4名で、平成27年以降では最も多くなりました。

次期の取り組み方針

修了者数を増やし、聴覚障がいや手話に対する理解を広めます。また、手話通訳者として活動する人材を増やすため、今後も養成を進めます。

担当所管 障がい福祉課



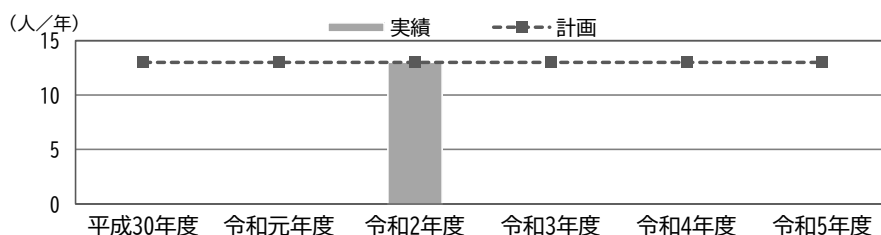
柱立て(1) - 施策① 人材養成研修の充実

【活動指標3】 高次脳機能障がいサポーター研修修了者数

失語症を含む高次脳機能障がいの理解を高め、意思疎通支援を行うことができる人材を育成する事業です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修了者数(人/年)	計画	13	13	13	13	13	13
	実績	0	0	13	-	-	-



今期の取り組み内容

平成24年度からNPO法人足立さくら会が実施しており、令和2年度より区の業務委託として位置付けました。平成30年度・令和元年度は開催場所の確保が難しく未実施でしたが、区の事業と連携して研修体系を見直し、13名のサポーターを養成することができました。

次期の取り組み方針

今後も研修を通して高次脳機能障がいを理解し、場面に応じた適切な対応のできるサポーターの育成を目指します。

担当所管 | 障がい福祉センター

柱立て(1) - 施策① 人材養成研修の充実

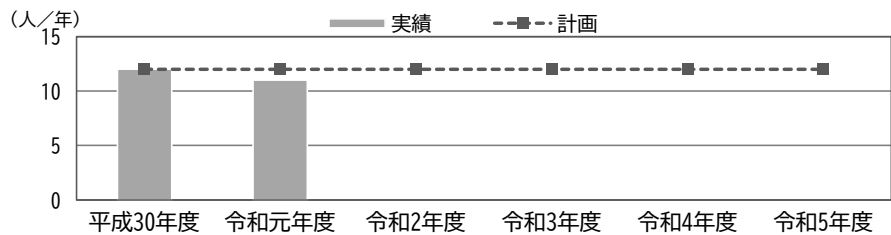
【活動指標4】発達支援コーディネーター育成研修の受講修了者数

園での指導理論及び技術向上の中心的役割を担える職員を育成することを目的に、関係部署と連携し発達障がい児に対する理解と具体的な対応を学ぶ専門研修を実施しています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数(人/年)	計画	12	12	12	12	12	12
	実績	12	11	0	-	-	-

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止



今期の取り組み内容

研修修了者は、それぞれの保育園で発達支援に関するリーダー的役割を担っています。体験型の研修であるため、人数に限りがありますが、継続して研修を開催し、発達支援コーディネーターの育成を進めてきています（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました）。

次期の取り組み方針

令和3年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みながら実施していき、区内の公立・民間保育園全園に研修修了者が配置できることを目指します。

担当所管 | こども支援センターげんき支援管理課

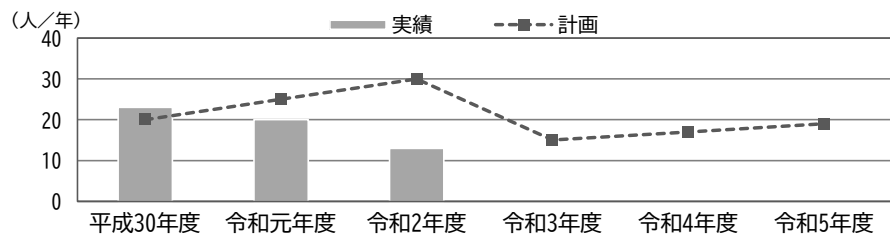
柱立て(1) - 施策② ピアサポート活動の充実とピアサポーターの育成 追加

**【活動指標1】精神障がい者ピアサポーターの登録者数**

精神科病棟に入院している患者のところに外向き、自らの経験談を話すピアサポーター（地域で生活している精神障がいの当事者）の活動を支援し、長期入院患者の地域移行を促進する、足立区精神障がい者自立支援センターに登録されたピアサポーターの人数です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数(人/年)	計画	20	25	30	15	17	19
	実績	23	20	13	-	-	-



今期の取り組み内容

就職や家庭の事情、体調の悪化などの理由で、活動が続けられなくなり辞退するピアサポーターが多く、また、毎年2月にピアサポーター養成研修を実施していますが、こちらも受講者数が伸びず、サポーターの新規登録人数が増えないことから、登録者数が減少しています。



次期の取り組み方針

登録者数の増加に向けて、広報による周知や周知先の拡大などに取り組みます。また、魅力ある活動先の一つとしてアウトリーチを取り入れ、登録者数の増を目指します。

担当所管 中央本町地域・保健総合支援課

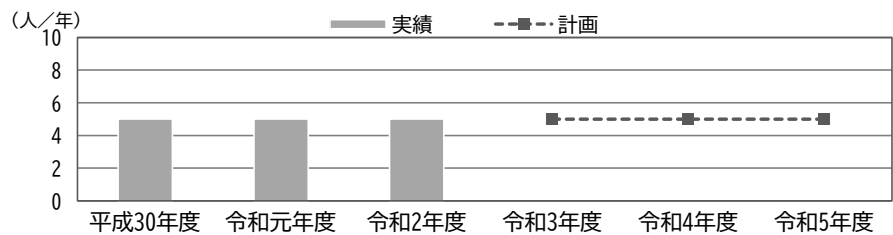
柱立て(1) - 施策② ピアサポート活動の充実とピアサポーターの育成 追加

**【活動指標2】障がい福祉センターで相談活動をするピアサポーターの人数**

ピアサポーターは、自らが自立した生活をしており、地域の事情等に精通している障がい当事者です。障がい者の自立生活に関する様々な相談を受け、対等な関係で傾聴し、自身の体験に基づいて課題解決の支援等を行います。現在は、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、高次脳機能障がいのあるピアサポーターが相談活動をしています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動者数(人/年)	計画	-	-	-	5	5	5
	実績	5	5	5	-	-	-



今期の取り組み内容

各サポーターがそれぞれ月1回を基本に相談活動を行い、障がいのある方の自立生活を支援してきました。



次期の取り組み方針

今後もピアサポート活動を通して障がい者やその家族の支援を継続しつつ、ピアサポーターの育成と支援力の向上に取り組めます。

担当所管 | 障がい福祉センター

柱立て(1) - 施策③ 区内大学・専門学校・小・中・高校と連携した人づくり

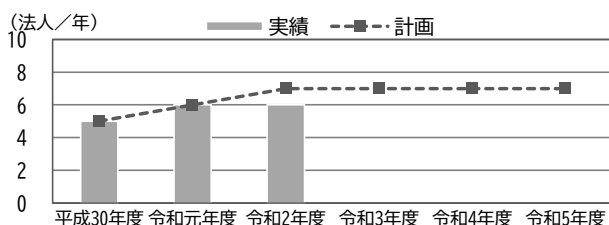
【活動指標1】障がい者施設でのインターンシップ受入可能人数と受入人数

障害福祉サービス等に従事する人材を確保するため、福祉系の大学を中心としたインターンシップの受け入れを行っています。

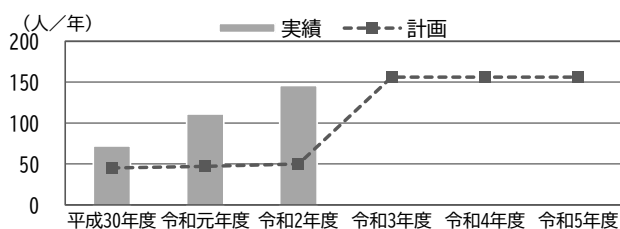
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受入法人(法人/年)	計画	5	6	7	7	7	7
	実績	5	6	6	-	-	-
受入可能人数(人/年)	計画	45	47	50	156	156	156
	実績	72	111	146	-	-	-
受入人数(人/年)	計画	45	47	50	156	156	156
	実績	17	89	73	-	-	-

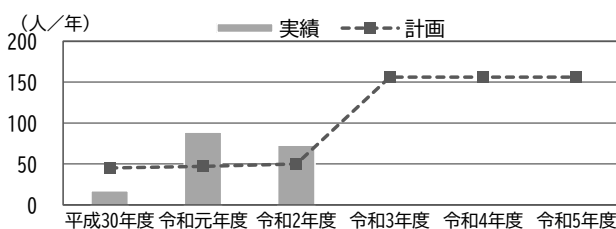
受入法人



受入可能人数



受入人数



今期の取り組み内容

各法人の積極的な取り組みにより、計画を大幅に上回る受け入れ可能人数を確保し、受入人数も計画以上の実績を達成しました。

次期の取り組み方針

区内に所在する大学との連携を強化し、インターンシップの受け入れを通して、人材の確保に努めます。

担当所管

障がい福祉課

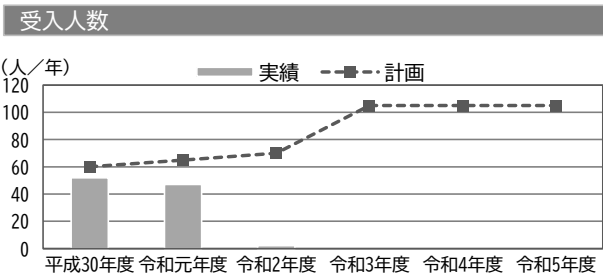
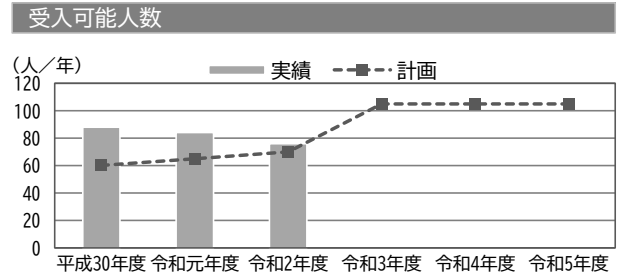
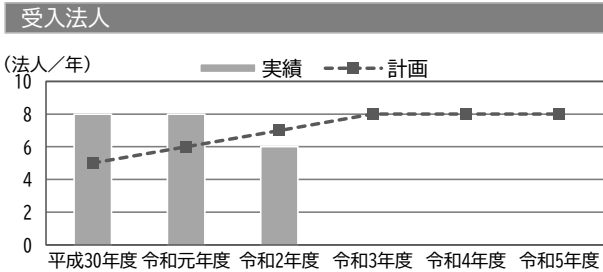
柱立て(1) - 施策③ 区内大学・専門学校・小・中・高校と連携した人づくり

【活動指標2】障がい者施設での職場体験授業の受入可能人数と受入人数

地域で暮らす障がいのある方と関わる経験や、福祉の仕事の体験を通して、障がいへの理解を深めることを目的として実施します。主に中学校の体験授業が多くなっていますが、一部区内大学からも受け入れています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受入法人(法人/年)	計画	5	6	7	8	8	8
	実績	8	8	6	-	-	-
受入可能人数(人/年)	計画	60	65	70	105	105	105
	実績	88	84	76	-	-	-
受入人数(人/年)	計画	60	65	70	105	105	105
	実績	52	47	2	-	-	-



今期の取り組み内容

法人の積極的な取り組みにより、受入法人、受入可能人数は、概ね計画した数を確保しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より受け入れ人数が減少しています。

次期の取り組み方針

今後は障がいに対する地域の理解者、将来の支援者を育成するため、小学生や高校生を受け入れ拡大策を検討します。また、感染防止対策を徹底したうえで、内容を工夫しながら、受け入れを継続します。

担当所管 障がい福祉課、障がい福祉センター

**柱立て(2) 障がいの理解と障がい者に対する差別解消に向けた取り組み**

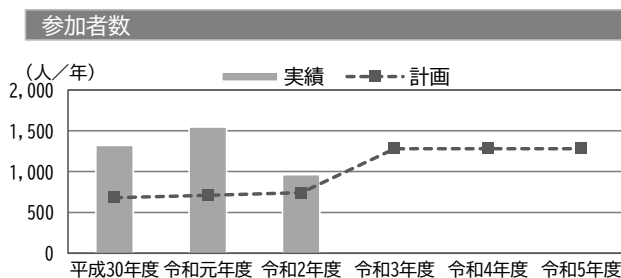
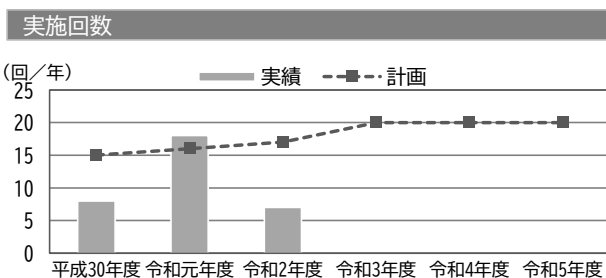
柱立て(2) - 施策① 障がい者差別解消の取り組みの強化

**【活動指標1】障がい者差別解消関連研修実施回数・参加者数**

区職員や区民等を対象に、障がい者の差別を解消すること、合理的配慮を進めることを目的とした研修を実施しています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回/年)	計画	15	16	17	20	20	20
	実績	8	18	7	-	-	-
参加者数(人/年)	計画	680	710	740	1,280	1,280	1,280
	実績	1,321	1,547	961	-	-	-



今期の取り組み内容

研修の実施回数は年度によりばらつきがありますが、研修には計画を上回る人数が参加しています。平成30年度に障がい理解促進のためのパンフレット等を購入し、研修実施の際に活用しています。

次期の取り組み方針

あらゆる機会を捉えて、様々な対象に向けた研修の実施に努めます。また、区職員の差別解消の意識や理解度を計る方法を検討します。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(2) - 施策② 小・中・高校等の児童・生徒に対する啓発

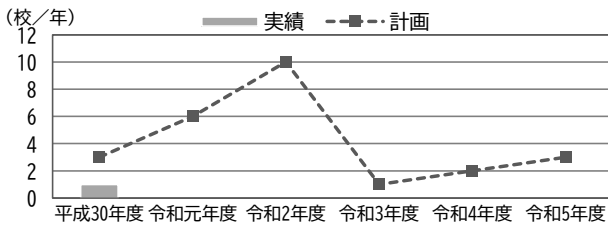
【活動指標1】 啓発事業等を実施した学校数・参加者数

障がい理解の促進を目的として、小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒に対して障がい理解に関する授業を行っています。小学校等から障がい理解に関する話を聞く機会を設けることで、区民の障がい理解が促進されると考えています。

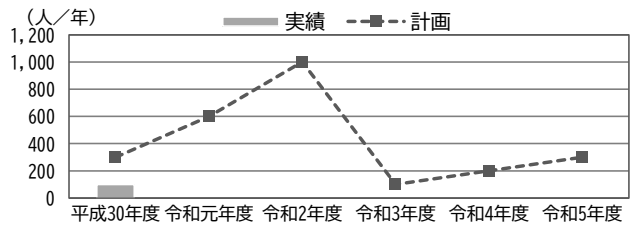
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施学校数(校/年)	計画	3	6	10	1	2	3
	実績	1	0	0	-	-	-
参加者数(人/年)	計画	300	600	1,000	100	200	300
	実績	100	0	0	-	-	-

実施学校数



参加者数



今期の取り組み内容

啓発事業等で活用するために、平成30年度に小学生向けの障がい理解に関するDVDを購入しました。教育委員会と連携するとともに、校長会で障がい理解に関する出前授業の実施についての働きかけを行いました。が、依頼に繋がりませんでした。

次期の取り組み方針

学校からの依頼が減少しているため、改めて教育委員会と連携し、校長会や特別支援教育コーディネーターへの働きかけを継続しつつ、実施回数の増に向けて、人権教育推進校に対して実施の依頼を行います。

担当所管 障がい福祉課



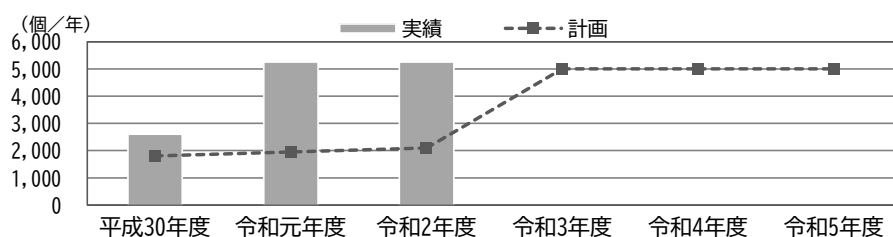
柱立て(2) - 施策③ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発

【活動指標1】 ヘルプマークの配付数

外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、配慮を必要としていることを周囲に知らせることで援助が受けやすくなるよう、東京都が作成したヘルプマークを必要とする方へ配付しています。障がい福祉課各援護係、各保健センター、障がい福祉センター、各区民事務所(戸籍住民課窓口サービス係を除く。)で配付しています。

実績及び計画

配付数(個/年)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	1,800	1,950	2,100	5,000	5,000
	実績	2,600	5,250	5,250	-	-	-



今期の取り組み内容

援助を必要としている方への配付を促進するため、平成30年1月から配付先に区民事務所を加えました。区内で行われるイベントやSNSでも周知を行い、ヘルプマークを必要とする方だけでなく、区民の理解を促進するための取組みも行いました。

次期の取り組み方針

ヘルプマークを必要とする方への配付と並行して、支援する側の区民の理解がより促進されるよう、あだち広報やSNS等による啓発活動を実施していきます。

担当所管 障がい福祉課

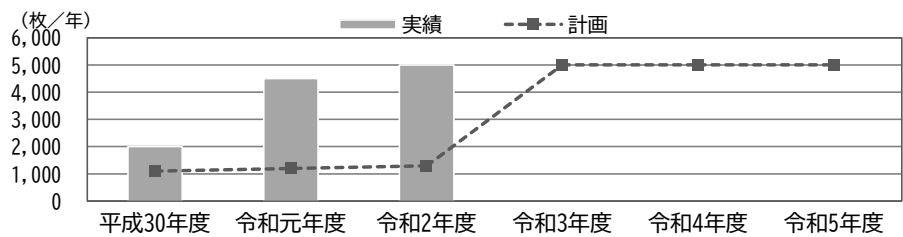
柱立て(2) - 施策③ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発

【活動指標2】ヘルプカードの配付数

自身で配慮してほしい内容等を伝えることが難しい方が日常生活の中で困った時や災害時に、周囲に自身の状況や必要な支援の内容等を伝えるためのヘルプカードを作成し、必要とする方へ配付しています。障がい福祉課各援護係、各保健センター、障がい福祉センター、各区民事務所(戸籍住民課窓口サービス係を除く。)で配付しています。

実績及び計画

配付数(枚/年)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	1,100	1,200	1,300	5,000	5,000
	実績	2,000	4,500	5,000	-	-	-



今期の取り組み内容

自身で支援内容を伝えることが難しい方への配付を促進するため、平成30年1月から配付先に区民事務所を加えました。また、ヘルプカードを常時身につけている方のためにヘルプカードケースを作製し、令和2年2月から障がい福祉課各援護係、各保健センター、障がい福祉センターで配付を開始しました。



次期の取り組み方針

ヘルプマークに比べ、ヘルプカードの普及は進んでいないことから、ヘルプカードケースと合わせて普及を進めます。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(2) - 施策④ 障がい者スポーツへの区民理解のための活動

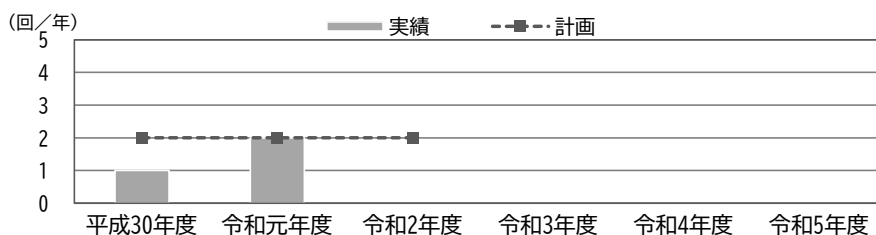
【活動指標1】小・中学校と特別支援学校との交流回数

平成29年10月にオランダオリンピック委員会・スポーツ連合(NOC\*NSF)と連携協定覚書(MOU)を締結しました。令和2年までの4年間、年2回程度パラリンピアンや障がい者スポーツの専門家が来日し、スポーツを通じた障がい者の社会参画を目的に、花畑地域の小・中学校、都立特別支援学校との交流事業を実施しています。

実績及び計画

交流回数(回/年)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	2	2	2	未定	-
	実績	1	2	0	-	-	-

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止



**今期の取り組み内容**  
 平成29年以降、交流事業を続けてきましたが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となりました。

**次期の取り組み方針**  
 東京2020大会延期のため、令和3年まで交流期間を延長予定です。

**担当所管** 経営戦略推進担当課、スポーツ振興課、教育指導課

柱立て(2) - 施策④ 障がい者スポーツへの区民理解のための活動

【活動指標2】 パラスポーツ普及・啓発事業の実施回数

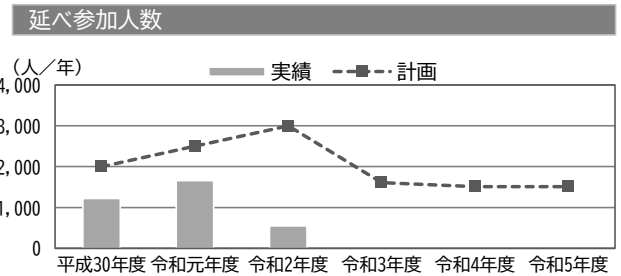
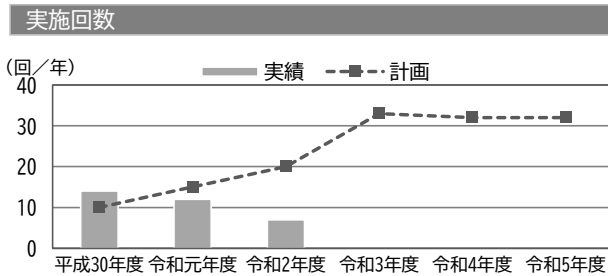
総合型地域クラブへのパラスポーツ普及・啓発事業委託及び施設指定管理者事業を通じて、ゴールボール等の体験会の開催や、障がい者スポーツフェスティバルでのサウンドテーブルテニス等のパラスポーツの体験会を実施しています。

足立区総合スポーツセンター「スペシャルライフコート」にて、就労継続支援事業所等向けに、ダンスやボッチャ、サッカーなどの運動教室を実施します。

また、オランダ連携プロジェクトでは、オランダのパラスポーツ専門家やアスリート、総合型地域クラブ、スポーツ推進委員、各施設指定管理者、障がい者施設、足立区のパラアスリートが一堂に会しワークショップを開催しています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回/年)	計画	10	15	20	33	32	32
	実績	14	12	7	-	-	-
延べ参加人数(人/年)	計画	2,000	2,500	3,000	1,610	1,510	1,510
	実績	1,218	1,654	550	-	-	-



今期の取り組み内容

東京オリンピック2020に向けて、実施回数、参加人数の拡大に取り組みましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度の実績が落ち込みました。

次期の取り組み方針

新型コロナウイルスの感染状況を見ながら令和3年度以降の事業の実施や開催方法について検討していきます。

担当所管 | スポーツ振興課

**くらし** いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現

**柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築**

柱立て(1) - 施策① 早期発見・相談・療育の仕組みづくり

**【活動指標1】 保育所等訪問支援利用者数・利用日数**

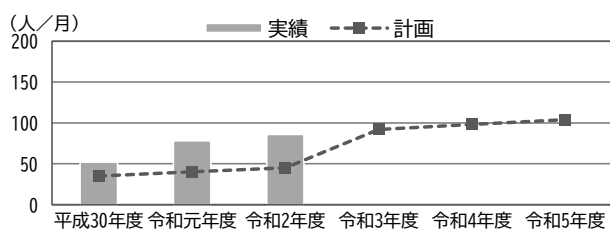
保育所等を利用している障がい児を対象に、訪問支援員が保育所等を訪問して、集団生活への適応のための専門的な支援を行う事業です。

⇒ 国の成果目標 ⑤-2 「保育所等訪問支援事業の実施体制構築」(11頁)

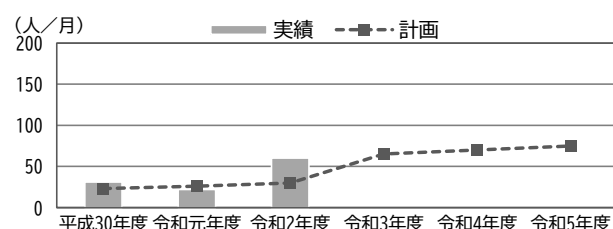
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	35	40	45	92	98	104
	実績	52	78	86	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	23	26	30	65	70	75
	実績	31	22	60	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	38	43	49	163	175	188
	実績	81	37	150	-	-	-

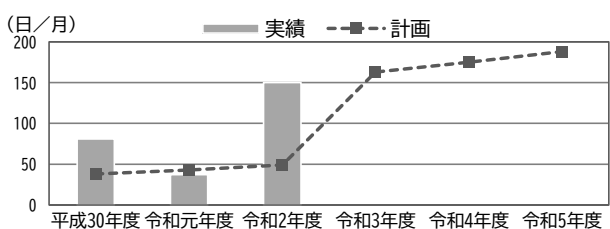
支給決定者数



利用者数



利用日数



**今期の取り組み内容**  
 保育所等訪問支援事業所数が2か所から5か所まで増え、訪問支援を利用したいが事業所が見つからないという状況はなくなり、計画を上回る利用に対応できました。

**次期の取り組み方針**  
 事業内容を保育所・学校等に周知してさらにニーズの喚起を図り、引き続き事業所の増に取り組みます。

**担当所管** 障がい福祉課

【くらし】いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現  
柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築

柱立て(1) - 施策① 早期発見・相談・療育の仕組みづくり

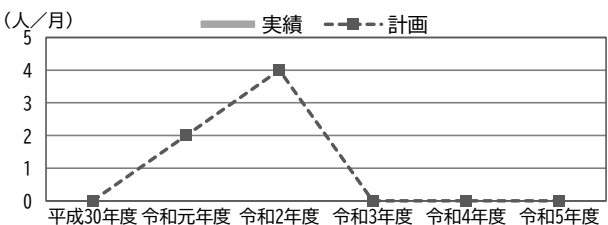
【活動指標2】居宅訪問型児童発達支援利用者数・利用日数

重度の障がい等により外出が困難な障がい児を対象に、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与や生活能力の向上のための訓練を訪問して行う事業です。

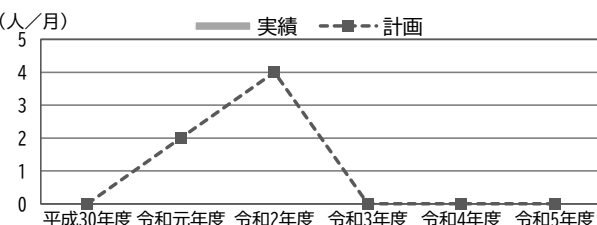
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	0	2	4	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	0	2	4	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	0	8	16	0	0	0
	実績	0	0	0	-	-	-

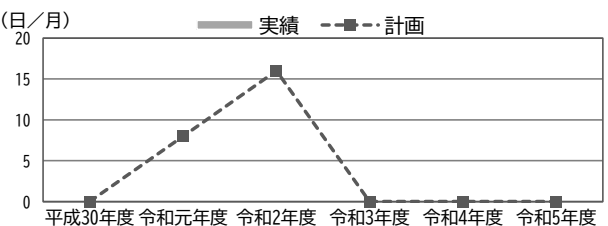
支給決定者数



利用者数



利用日数



**今期の取り組み内容**

平成30年度に制度化された事業であり、ニーズの掘り起こしに取り組みましたが、利用希望者はなく、区内で実施する事業所もできませんでした。

**次期の取り組み方針**

今後、居宅訪問型のニーズが発生した時のために、区内児童発達支援事業所と協議を進めます。

<b>担当所管</b>	障がい福祉課
-------------	--------

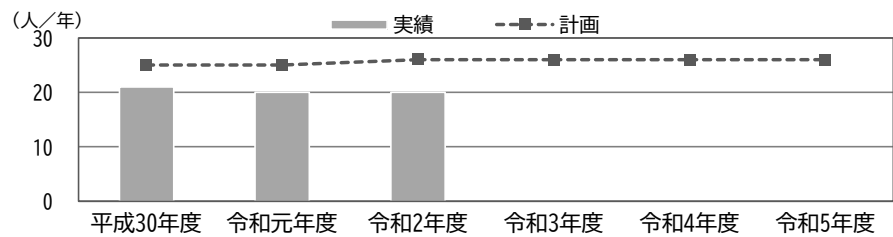
柱立て(1) - 施策① 早期発見・相談・療育の仕組みづくり 変更

**【活動指標3】ペアレント・メンターの人数**

利用者のニーズに合わせ、個別相談・グループ相談等を実施し、保護者不安に寄り添っていきます。また、必要に応じ関係機関を紹介します。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレント・メンター登録者数 (人/年)	計画	25	25	26	26	26	26
	実績	21	20	20	-	-	-



今期の取り組み内容

平成28年度に開始した先駆的な事業であり、登録者の確保に取り組んできました。

次期の取り組み方針

公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定することでさらに区民サービスの向上に努めていきます。

**担当所管** | こども支援センターげんき支援管理課

【くらし】いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現  
 柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築

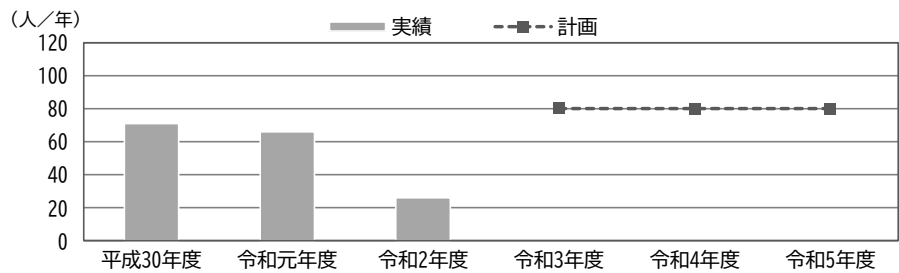
柱立て(1) - 施策① 早期発見・相談・療育の仕組みづくり 追加

**【活動指標4】ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講修了者数**

学齢期(小学生)の保護者に対し、発達障がいの特性や対応方法を講義、ディスカッション、個別面談等を通して支援していきます。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング受講者数 (人/年)	計画	-	-	-	80	80	80
	実績	71	66	26	-	-	-



令和2年度までの取り組み内容

区の広報やホームページで参加を募りました。

次期の取り組み方針

小学校の特別支援教室担当教諭やスクールカウンセラーと連携し、必要な保護者に直接伝えてもらい、参加を募っていきます。

**担当所管** | こども支援センターげんき支援管理課



柱立て(1) - 施策① 早期発見・相談・療育の仕組みづくり 追加

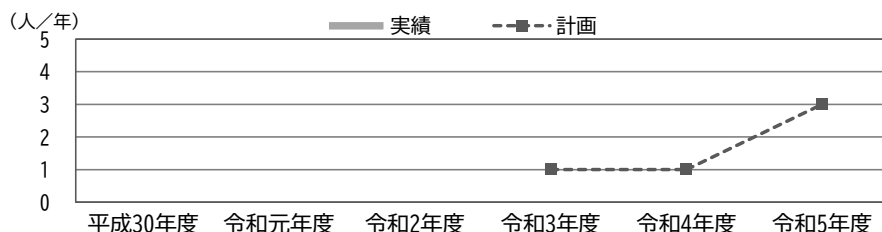
**【活動指標5】 医療的ケア児コーディネーターの配置人数**

人工呼吸器を装着している障がい児やその他の日常生活において医療的ケアを必要とする障がい児（医療的ケア児）への支援を総合調整するコーディネーターを配置し、医療的ケア児が心身の状況に応じた適切な支援を受け、地域において安心して暮らしていける体制づくりを行います。

⇒ 国の成果目標 ⑤-5「医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置」（13頁）

実績及び計画

配置人数(人/年)	計画 実績	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		-	-	-	1	1	3
		0	0	0	-	-	-



令和2年度までの取り組み内容

コーディネーターの配置に向け、平成30年度から東京都で実施している医療的ケア児コーディネーター養成研修の区職員の受講を進めてきました。

次期の取り組み方針

今後も区職員の研修受講者を増やしつつ、医療的ケア児ネットワーク協議会の意見を参考にしながら、効果的な配置先を検討し、令和3年度中の配置に向けて進めます。

担当所管 | 障がい福祉課

【くらし】いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現  
 柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築

柱立て(1) - 施策② 乳幼児期の取り組みの充実

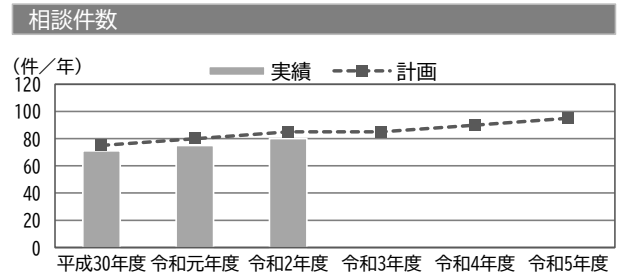
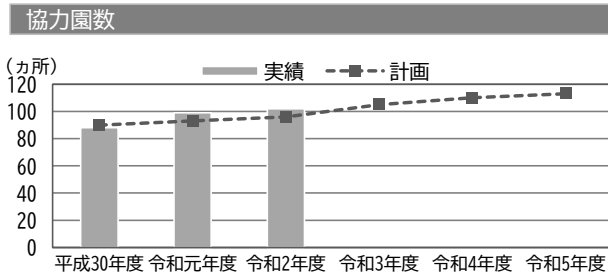
【活動指標1】「気づきのしくみ」から相談につながった件数

発達に支援が必要な児童の課題を整理し、スムーズな就学と健やかな発達を支援するため、認可保育園に通う、社会性が芽生えだす4歳児を対象とした保護者アンケートに基づき、心理職が行動観察を行うことで、早期発見のしくみを構築しています。

子どもの特性を保護者が理解し、対応することで子どもの困り感を軽減することができます。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協力園数(カ所)	計画	90	93	96	105	110	113
	実績	88	99	102	-	-	-
相談件数(件/年)	計画	75	80	85	85	90	95
	実績	71	75	80	-	-	-



今期の取り組み内容

早期発見・早期支援の重要性を伝え、計画を上回る協力園を確保しました。

次期の取り組み方針

引き続き協力園を増やし、区内全認可保育園での実施を目指します。  
 子どもの特性を保護者や保育者に伝えるだけでなく、具体的な対応を伝えるしくみを検討していきます。

担当所管 | こども支援センターげんき支援管理課

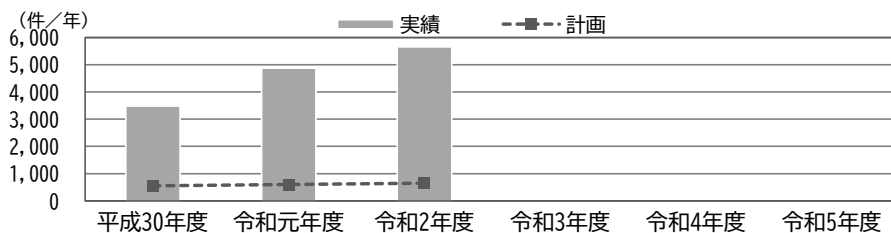
柱立て(1) - 施策② 乳幼児期の取り組みの充実

【活動指標2】「チューリップシート」の提出件数

保護者自らが情報をつなぐツールとして、就学予定の小学校に全員が提出します。受け取った学校はそれを元に児童の状況を把握し、必要に応じ個別指導計画作成時に活用します。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
提出件数(件/年)	計画	550	600	650	全就学児童		
	実績	3,481	4,875	5,653	-		



今期の取り組み内容

平成29年時点では、発達に心配のある児童にのみ配付していましたが、平成30年度より全家庭に配付して記入してもらうように変更し、内容も記述式から記入しやすい「できる」「にがて」の択一方式としました。提出されたチューリップシートの小学校における新たな活用方法を検討しています。



次期の取り組み方針

個別に小学校新入学児をもつ全家庭に郵送し、100%の提出率を目指します。また、外国籍の方向けに外国語対応のチューリップシートを作成していきます。

担当所管	こども支援センターげんき支援管理課
------	-------------------

【くらし】いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現  
 柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築

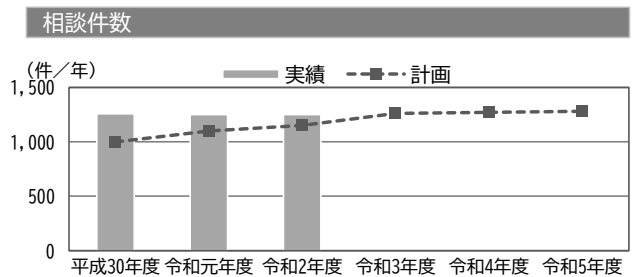
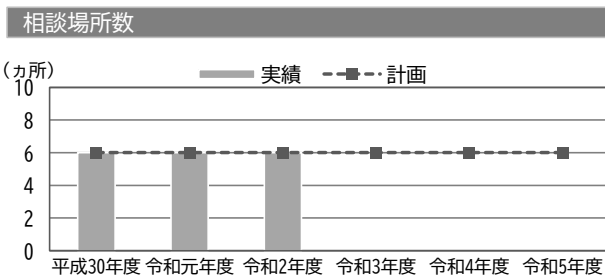
柱立て(1) - 施策② 乳幼児期の取り組みの充実

【活動指標3】 こども支援センターげんき発達支援係における発達相談件数

通いなれた地域の保健センターで出張相談日を設け、より身近で相談しやすい環境の整備をします。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談場所数(カ所)	計画	6	6	6	6	6	6
	実績	6	6	6	-	-	-
相談件数(件/年)	計画	1,000	1,100	1,150	1,260	1,270	1,280
	実績	1,258	1,249	1,250	-	-	-



今期の取り組み内容

平成30年度から5カ所の保健センター等も活用して対応にあたりました。

次期の取り組み方針

今後も保護者の相談しやすい環境の整備を進めていきます。

担当所管 | こども支援センターげんき支援管理課

柱立て(1) - 施策② 乳幼児期の取り組みの充実

【活動指標4】 児童発達支援施設利用者数・利用日数

就学前の障がい児を対象に日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与や集団生活への適応のための訓練を行う事業です。

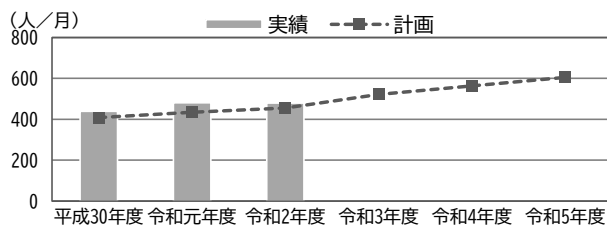
⇒ 国の成果目標 ⑤-1「児童発達支援センターの設置」(11頁)

⑤-4「主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保」(12頁)

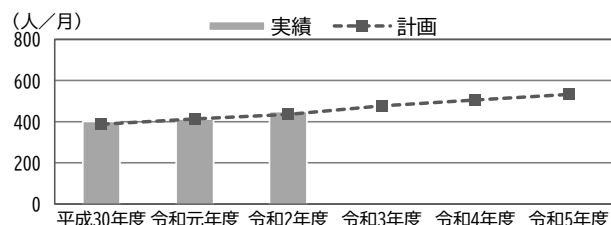
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	408	434	455	521	563	605
	実績	439	481	479	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	388	414	435	477	505	533
	実績	401	413	449	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	4,564	4,869	5,116	4,293	4,545	4,797
	実績	3,933	3,762	4,041	-	-	-

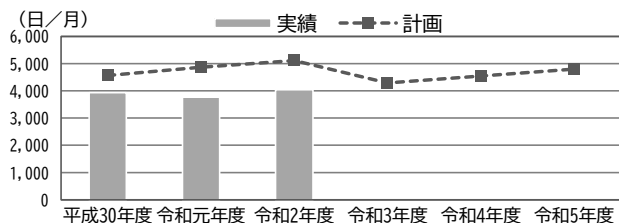
支給決定者数



利用者数



利用日数



今期の取り組み内容

現在、区内には2カ所の児童発達支援センター、21カ所の児童発達支援事業所があり、毎年増加する利用ニーズに対応してきました(令和元年度の利用実績が減少しているのは、新型コロナウイルス感染症の影響によるものです)。利用児の多くが児童発達支援センターに集中しており、専門的な療育に対するニーズが高まっています。

次期の取り組み方針

毎年30名程度の増加が見込まれるニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めることが求められており、児童発達支援センターの増設が急がれます。

担当所管

障がい福祉課

【くらし】いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現  
 柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築

柱立て(1) - 施策② 乳幼児期の取り組みの充実

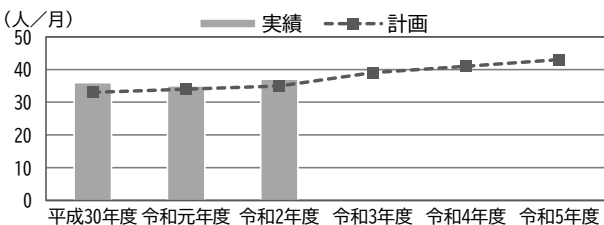
【活動指標5】医療型児童発達支援施設利用者数・利用日数

未就学児で肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要な障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う事業です。

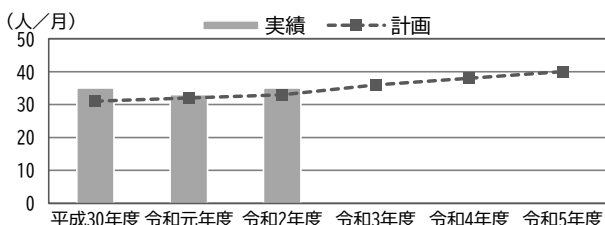
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	33	34	35	39	41	43
	実績	36	35	37	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	31	32	33	36	38	40
	実績	35	33	35	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	323	333	343	288	304	320
	実績	259	263	280	-	-	-

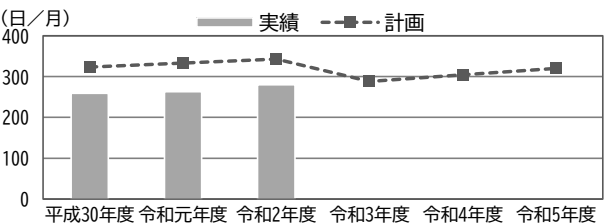
支給決定者数



利用者数



利用日数



今期の取り組み内容

利用者は微増傾向であり、利用ニーズに対応しました。現在、区内には1カ所の医療型児童発達支援センター（都立）があります。

次期の取り組み方針

一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管 障がい福祉課

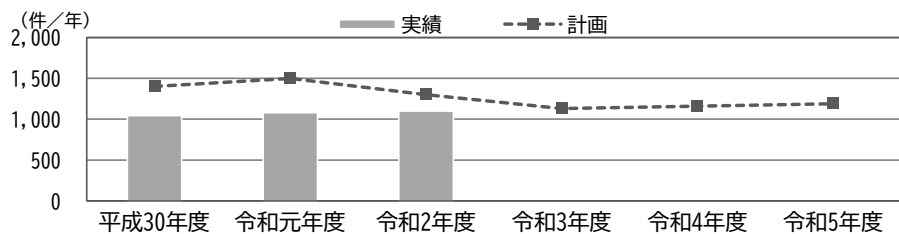
柱立て(1) - 施策③ 学齢期の取り組みの充実

【活動指標1】 就学相談利用件数

障がいがある等の特別な支援が必要な児童・生徒の適正な就学先の決定を支援します。

実績及び計画

利用件数(件/年)	計画	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績	1,400	1,500	1,300	1,130	1,160
		1,044	1,079	1,100	-	-	-



今期の取り組み内容

令和2年度までに特別支援教室の中学校全校への設置を目指して取り組んできました。

次期の取り組み方針

令和2年度に特別支援教室の全小・中学校への配置が完了し、今後件数の大幅な増減はないものと見込まれ、引き続き丁寧な相談を維持していきます。

担当所管 | こども支援センターげんき支援管理課

【暮らし】いつまでも住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現  
柱立て(1) 乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援の充実と多様な連携による療育・教育・福祉サービスの構築

柱立て(1) - 施策③ 学齢期の取り組みの充実

【活動指標2】放課後等デイサービス施設利用者数・利用日数

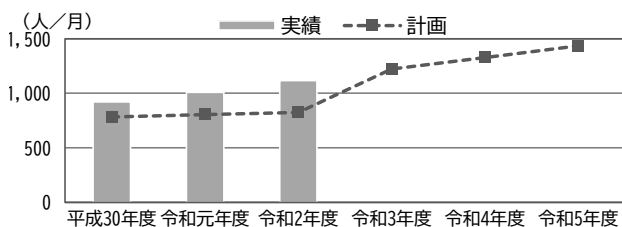
学校(幼稚園・大学を除く。)に就学中の障がい児を対象に、主に授業終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

⇒ 国の成果目標⑤-4「主に重症心身障がい児を支援する障がい児通所支援事業所の確保」(12頁)

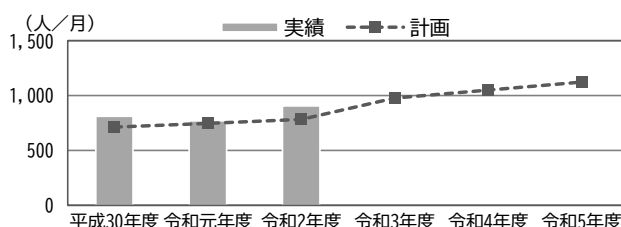
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	783	805	823	1,222	1,328	1,434
	実績	920	1,008	1,116	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	712	747	782	977	1,050	1,123
	実績	810	769	904	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	10,254	10,767	11,151	12,707	14,099	15,643
	実績	10,489	10,241	11,453	-	-	-

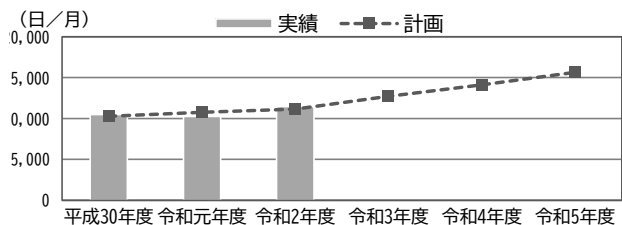
支給決定者数



利用者数



利用日数



今期の取り組み内容

支給決定、利用の増加傾向が続いており、それに合わせて対応してきました。現在、区内には49カ所の事業所があり、他区と比べて多い状況となっています。

次期の取り組み方針

事業所数は増えていますが、肢体不自由児や医療的ケア児を含む重症心身障がい児の受け入れが可能な事業所を増やす取り組みを進めます。また、今後も増加が見込まれるニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管

障がい福祉課



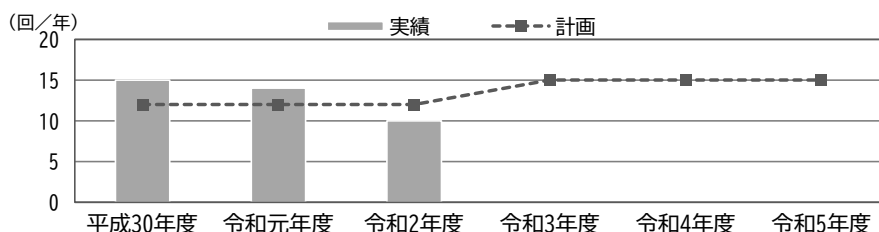
柱立て(1) - 施策④ 学齢期から青年期への円滑な移行

【活動指標1】特別支援学校と区が進路協議を行った回数

特別支援学校の在校生が卒業後に必要な支援が受けられるよう、特別支援学校の進路担当教諭と障がい福祉課で情報共有等を行っています。また、区内の障がい者通所施設の利用を希望する在校生については、区で入所の調整を行っているため、本人に合った施設へ調整するために必要な情報の共有も行っていきます。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議回数(回/年)	計画	12	12	12	15	15	15
	実績	15	14	10	-	-	-
(参考)入所調整対象者数(人)	実績	85	88	93	-	-	-



今期の取り組み内容

特別支援学校の進路担当教諭と情報共有を行うだけでなく、入所調整担当が実際に特別支援学校を訪問し、学校での様子を見学させていただく機会を設けました。

次期の取り組み方針

多様なニーズを持つ在校生が増えていることから、特別支援学校との連携をさらに強化します。

担当所管	障がい福祉課
------	--------

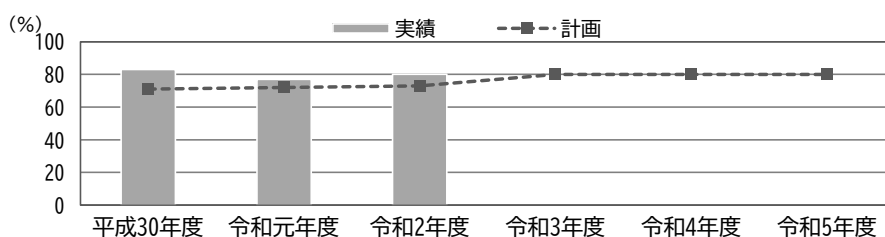
柱立て(1) - 施策④ 学齢期から青年期への円滑な移行

【活動指標2】第一希望(本人または家族等の希望)の区内障がい者通所施設に入ることができた割合

特別支援学校在校生で区内の障がい者通所施設を希望する方の入所調整は、本人や家族の第1希望施設から第3希望施設の中で調整しています。なるべく多くの方が第1希望の施設に調整することができるよう、特別支援学校の進路担当教諭や障がい者通所施設との情報共有等を行うとともに、足立区障がい者通所施設整備方針に基づき、通所施設を整備しています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1希望での入所割合(%)	計画	71	72	73	80	80	80
	実績	83	77	80	-	-	-



今期の取り組み内容

令和2年度に73%を目指す計画でしたが、それを上回る入所割合を達成しました。

次期の取り組み方針

家に近いというだけでなく、活動内容や支援の質から、本人にマッチした事業所を希望する傾向にあります。そうした障がい者や保護者のニーズに即し、かつ、可能な限り身近な地域に整備できるよう取り組みを進めます。

担当所管 障がい福祉課

**柱立て(2) 成人期の障がい者がライフステージに応じた支援を受けられる体制の充実**

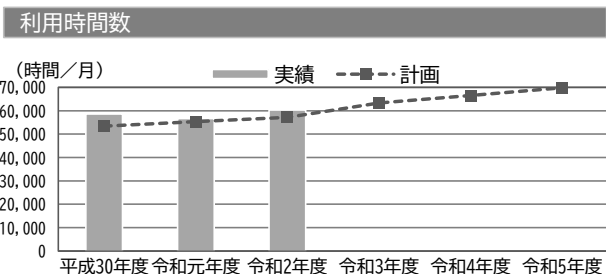
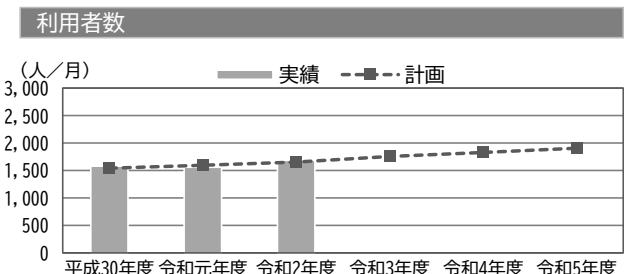
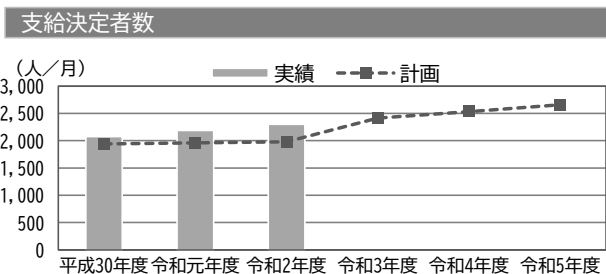
**柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実**

**【活動指標1】居宅系サービス利用者数・利用時間数**

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスがあり、居宅における生活全般の援助や、視覚障がいや行動障がいがある等で移動に著しい困難を有する方の外出時における支援を行う事業です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	1,940	1,960	1,980	2,414	2,533	2,658
	実績	2,077	2,190	2,300	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	1,539	1,595	1,650	1,754	1,828	1,905
	実績	1,575	1,560	1,682	-	-	-
利用時間数(時間/月)	計画	53,366	55,308	57,215	63,282	66,473	69,826
	実績	58,586	56,594	60,243	-	-	-



**今期の取り組み内容**  
 計画を上回る支給決定者数、利用者数、利用時間数の増加に合わせて対応してきました。

**次期の取り組み方針**  
 今後も増加が見込まれるニーズに対応できる量の確保、特にサービス提供従事者の確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

**担当所管** 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

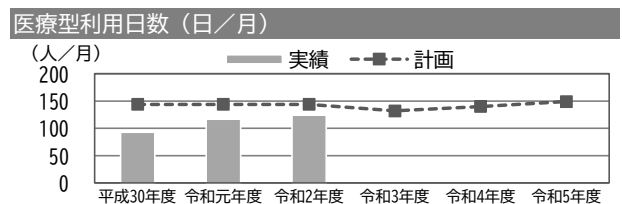
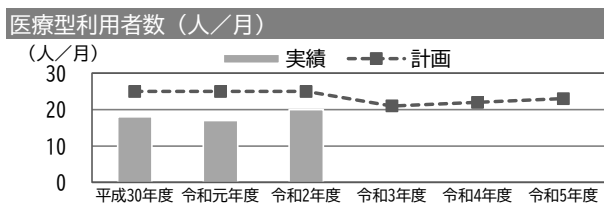
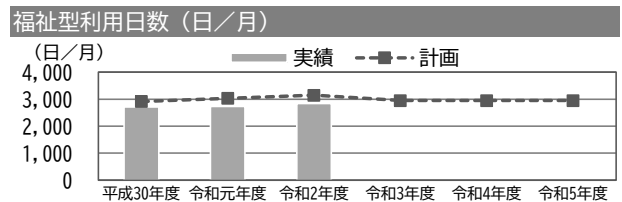
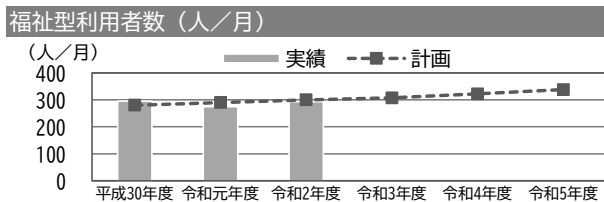
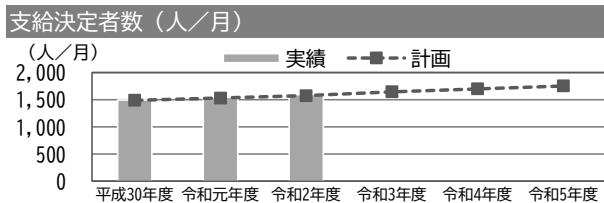
柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

【活動指標2】短期入所(ショートステイ)施設利用者数・利用日数

自宅において監護する方が病気等の理由により一時的に入所が必要な方に、夜間を含めた短期間、施設等で入浴、排せつ及び食事の介護等の支援を行う事業です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	1,489	1,532	1,575	1,648	1,701	1,756
	実績	1,497	1,544	1,596	-	-	-
福祉型利用者数(人/月)	計画	280	290	300	307	322	338
	実績	295	274	293	-	-	-
福祉型利用日数(日/月)	計画	2,916	3,036	3,147	2,950	2,950	2,950
	実績	2,708	2,726	2,836	-	-	-
医療型利用者数(人/月)	計画	25	25	25	21	22	23
	実績	18	17	20	-	-	-
医療型利用日数(日/月)	計画	144	144	144	132	140	149
	実績	93	117	124	-	-	-



今期の取り組み内容

計画を上回る支給決定者数、利用者数、利用時間数の増加に合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針

可能な限り身近なところで、また緊急時に利用できる事業所を確保し、必要な支援が受けられるよう努めます。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

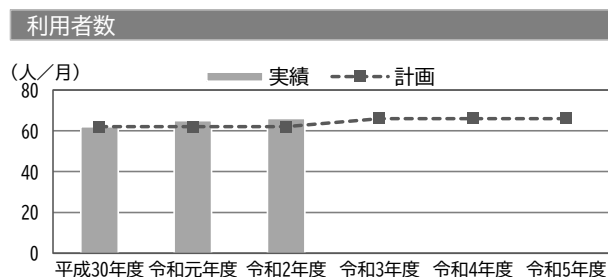
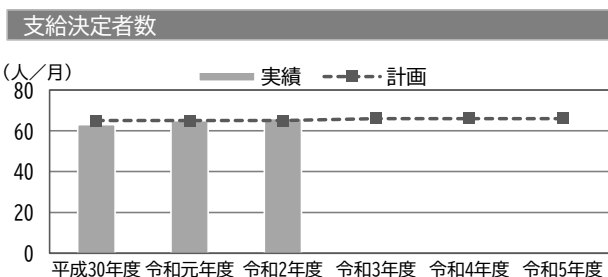
柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

【活動指標3】療養介護施設利用者数

医療及び常時の介護を必要とする障がい者に対し、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う事業です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	65	65	65	66	66	66
	実績	63	65	66	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	62	62	62	66	66	66
	実績	62	65	66	-	-	-



今期の取り組み内容

計画をやや上回る支給決定者数、利用者数であり、それに合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針

一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管 | 障がい福祉課

柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

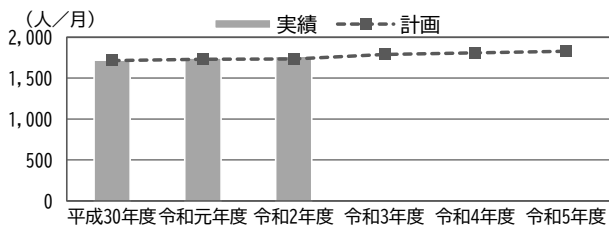
【活動指標4】生活介護施設利用者数・利用日数

常時介護を必要とする障がい者に対し、日中、施設における入浴、排せつ及び食事等の介護を行うとともに、創作的活動または制作活動の機会等を提供します。

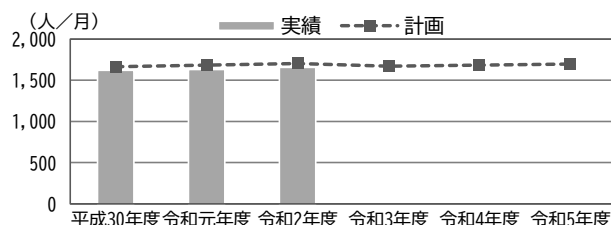
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	1,715	1,730	1,735	1,788	1,809	1,830
	実績	1,720	1,746	1,767	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	1,665	1,685	1,705	1,672	1,685	1,698
	実績	1,620	1,630	1,658	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	31,928	32,594	33,265	33,300	33,420	33,560
	実績	30,475	31,869	33,160	-	-	-

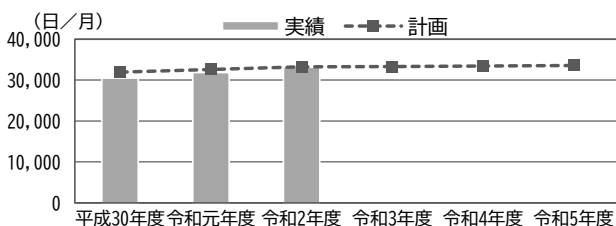
支給決定者数



利用者数



利用日数



今期の取り組み内容

特別支援学校卒業予定者その他、障がい者の重度化・高齢化等により、生活介護の利用者数は年々増えています。供給量確保のため、足立区障がい者通所施設整備方針に基づき、区内の生活介護施設の整備を行いました。

次期の取り組み方針

今後も増加が見込まれるニーズに対応できる量を確保するため、足立区障がい者通所施設整備方針に沿って施設整備を進めるとともに、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管

障がい福祉課

柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

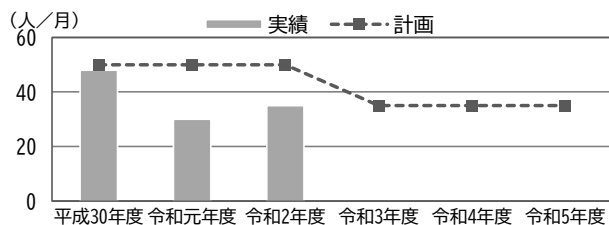
【活動指標5】 自立訓練（機能訓練）施設利用者数・利用日数

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の維持・向上などに必要な訓練等を行う事業です。

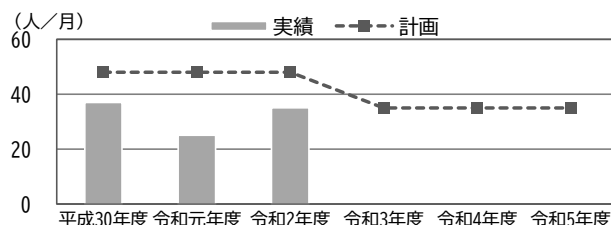
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	50	50	50	35	35	35
	実績	48	30	35	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	48	48	48	35	35	35
	実績	37	25	35	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	372	372	372	280	280	280
	実績	294	195	280	-	-	-

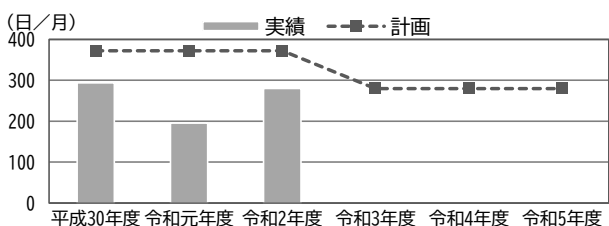
支給決定者数



利用者数



利用日数



今期の取り組み内容

機能訓練を必要とする障がい者の利用ニーズに対応してきました。区内の事業所は障がい福祉センターの1カ所であり、中途障がい者を中心に機能訓練を実施しています。

次期の取り組み方針

一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

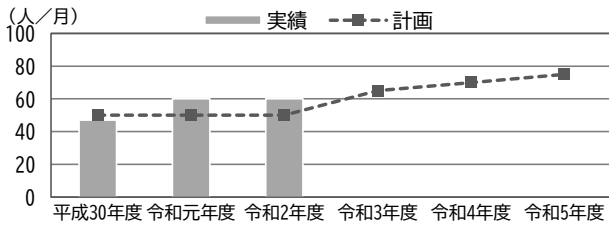
【活動指標6】 自立訓練(生活訓練) 施設利用者数・利用日数

知的障がい者または精神障がい者に対して、自立した日常生活を営むために必要な生活能力の維持・向上のための訓練等を行う事業です。

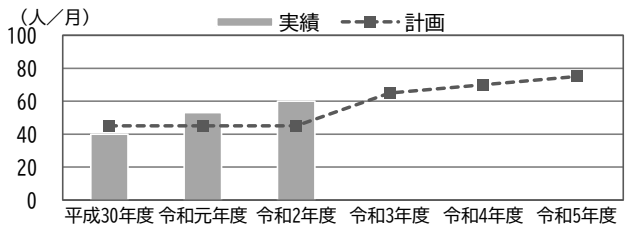
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	50	50	50	65	70	75
	実績	47	60	60	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	45	45	45	65	70	75
	実績	40	53	60	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	672	672	672	1,040	1,120	1,200
	実績	578	860	960	-	-	-

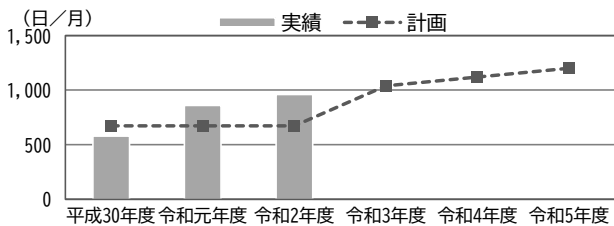
支給決定者数



利用者数



利用日数



今期の取り組み内容

計画を上回る支給決定者数、利用者数、利用日数に対応してきました。区内の事業所は2カ所であり、知的障がい者や発達障がい者を対象とする事業所の他、障がい福祉センターでは高次脳機能障がい者を対象に生活訓練を実施しています。

次期の取り組み方針

一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課



柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

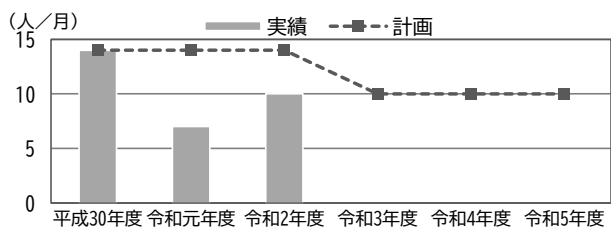
【活動指標7】 宿泊型自立訓練施設利用者数・利用日数

知的障がい者または精神障がい者に対して、居室などの設備を利用して、家事等の日常生活能力を向上させるための支援等を行う事業です。

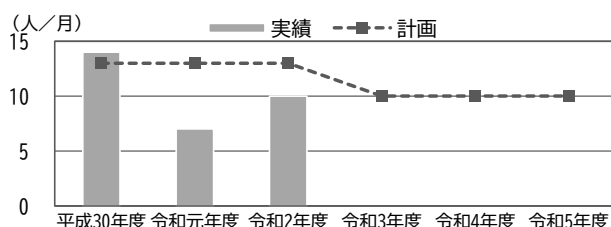
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	14	14	14	10	10	10
	実績	14	7	10	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	13	13	13	10	10	10
	実績	14	7	10	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	348	348	348	300	300	300
	実績	430	190	300	-	-	-

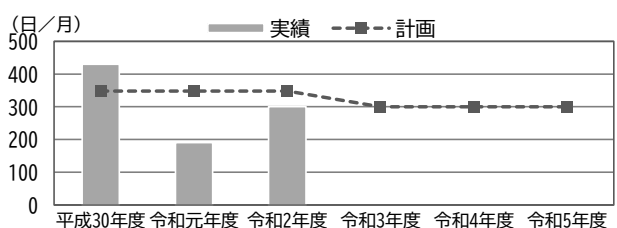
支給決定者数



利用者数



利用日数



今期の取り組み内容

年度ごとにばらつきはありますが、訓練を必要とする障がい者のニーズに対応してきました。

次期の取り組み方針

一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

【活動指標8】共同生活援助(グループホーム)利用者数・区内定員数

共同生活を行う住居において、夜間や休日、入浴、排せつまたは食事の介護等の日常生活上の援助を行う事業で、地域の障がい者の利用はもとより、施設入所者の地域生活移行に欠かせないサービスです。

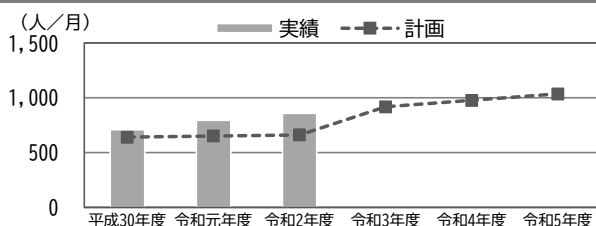
⇒ 国の成果目標 ①-1「施設入所者の地域生活移行促進」(5頁)

実績及び計画

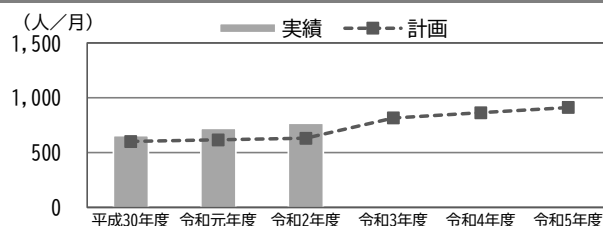
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	640	650	660	916	975	1,034
	実績	708	793	857	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	600	615	630	815	863	911
	実績	654	719	767	-	-	-
区内定員数(人/年)	計画(身・知)	340	346	352	475	480	485
	計画(精)				125	130	135
	実績(身・知)	329	443	470	-	-	-
	実績(精)	102	115	120	-	-	-

※ 令和2年度以前の計画については、福祉部(身体・知的)と衛生部(精神)合算の値

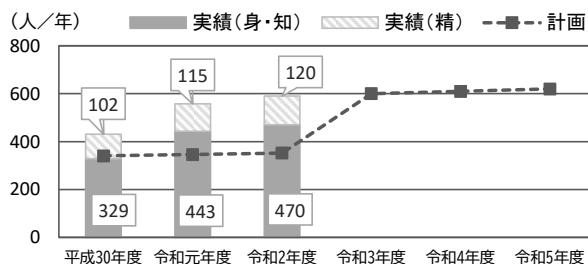
支給決定者数



利用者数



区内定員数



今期の取り組み内容

計画を上回る支給決定者数、利用者数に対応してきました。施設入所者の地域移行の受け皿となることから、身体・知的障がい者と精神障がい者それぞれの定員の拡大に取り組みました。

次期の取り組み方針

令和3年度以降は、重度の身体および知的障がい者向けグループホームの整備の促進に努めます。また、精神障がい者向けグループホームについては、通過型(3年間利用)を中心に、定員数の増を図っていきます。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実 追加

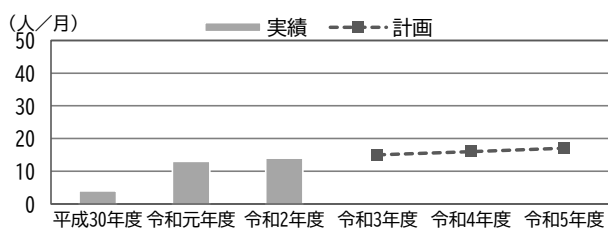
**【活動指標9】 自立生活援助事業利用者数**

障害者支援施設等を利用していた方が居宅において単身等で自立した日常生活を営むにあたり、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

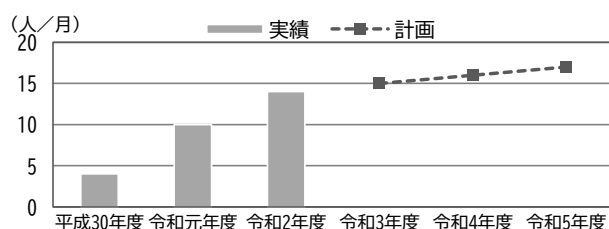
実績及び計画

	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	-	-	-	15	16	17
	実績	4	13	14			
利用者数(人/月)	計画	-	-	-	15	16	17
	実績	4	10	14			

支給決定者数



利用者数



今期までの取り組み内容

支給決定者数、利用者数ともに増加傾向であり、それに合わせて対応してきました。



次期の取り組み方針

一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

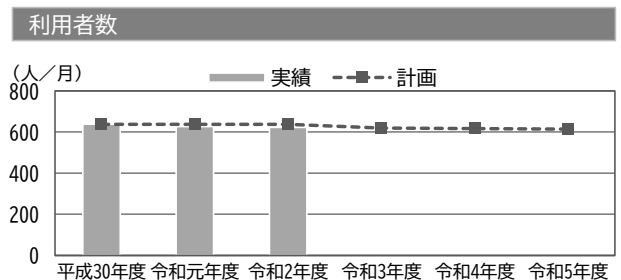
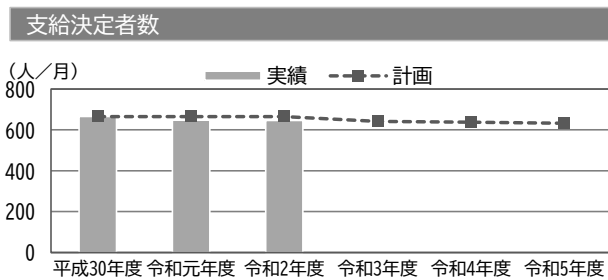
【活動指標10】施設入所支援施設利用者数

施設に入所する障がい者に対して、夜間や休日に入浴、排せつまたは食事等の介護等を行います。

- ⇒ 国の成果目標 ①-1「施設入所者の地域生活移行促進」(5頁)  
 ①-2「施設入所者数の削減」(6頁)

実績及び計画

	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	665	665	665	642	637	633
	実績	666	647	646			
利用者数(人/月)	計画	637	637	637	619	617	614
	実績	638	626	622			



今期の取り組み内容

利用者数としては微減傾向ではありますが、障がい者や介護者の高齢化等にともない、一定程度の需要があり、それに合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針

引き続き障がい者の地域移行の視点から入所者削減の取り組みを進めつつ、入所支援が必要な障がい者のニーズにも対応できるよう、量の確保とともに支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(2) - 施策① 障がい福祉サービスの充実

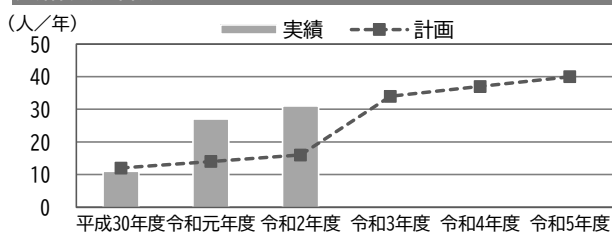
【活動指標11】重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト事業利用者数・利用時間数

重症心身障がい児(者)と医療的ケア児の健康保持と家族の休息時間の確保を目的として、自宅に訪問看護師を派遣し家族が行っている医療的ケアや療養上の世話を家族に代わって行う事業を実施しています。

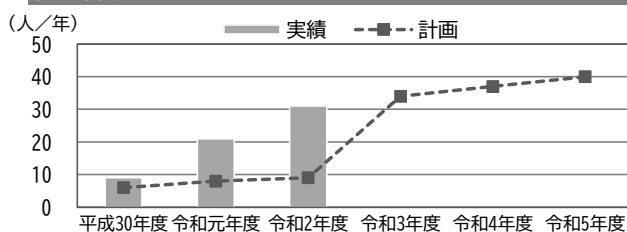
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/年)	計画	12	14	16	34	37	40
	実績	11	27	31	-	-	-
利用者数(人/年)	計画	6	8	9	34	37	40
	実績	9	21	31	-	-	-
利用時間数(時間/年)	計画	54	63	72	680	740	800
	実績	111	421	620	-	-	-
委託事業所数(カ所)	計画	2	2	3	13	14	15
	実績	2	8	12	-	-	-

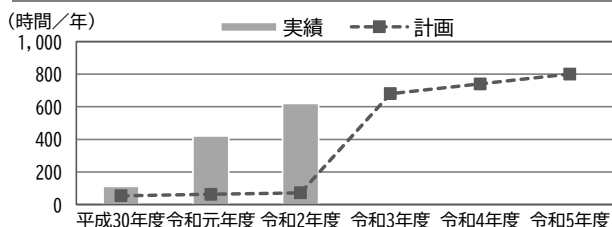
支給決定者数



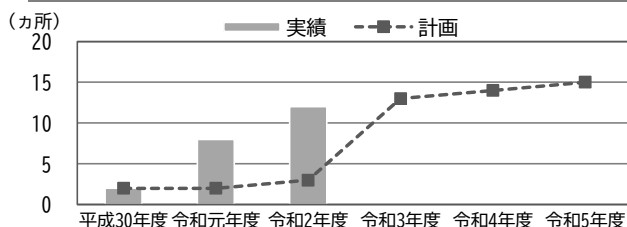
利用者数



利用時間数



委託事業所数



今期の取り組み内容

令和元年度から医療的ケア児を対象に加え、必要な方が事業を利用できるよう、利用希望に応じて委託事業所を増やしてきました。支給決定者数、利用者数、利用時間数が計画を大幅に上回っており、増加するニーズに合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針

引き続き制度の周知に努め、必要とする家族が支援を受けられるよう、委託事業所の増に努めます。

担当所管

障がい福祉課

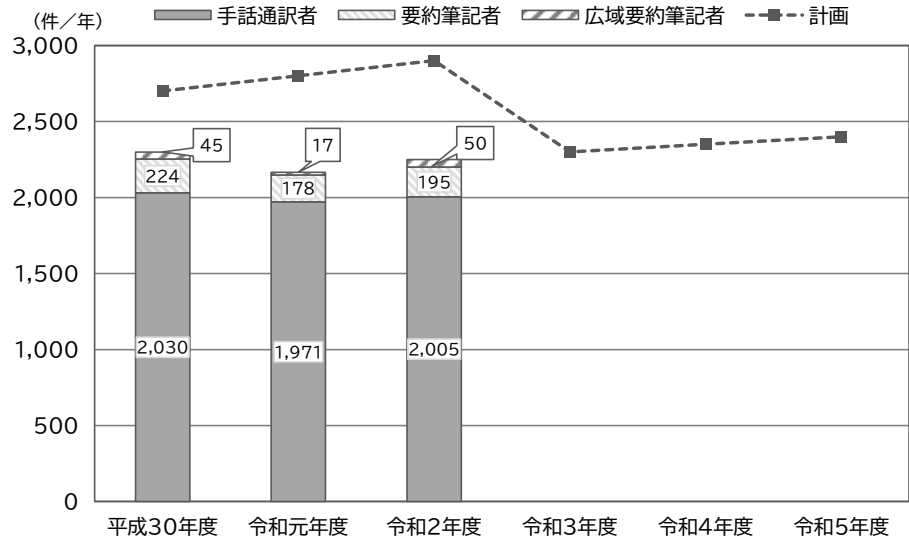
柱立て(2) - 施策② 地域生活支援事業の充実

【活動指標1】手話通訳者等の派遣件数(意思疎通支援)

聴覚障がいなどで意思疎通のために手話通訳や要約筆記者が必要な障がい者に、手話通訳者または要約筆記者を派遣しています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者等派遣件数(件/年)	計画	2,700	2,800	2,900	2,300	2,350	2,400
	実績	2,299	2,166	2,250	-	-	-
手話通訳者(件/年)	計画	-	-	-	2,040	2,075	2,110
	実績	2,030	1,971	2,005	-	-	-
要約筆記者(件/年)	計画	-	-	-	210	225	240
	実績	224	178	195	-	-	-
広域要約筆記者(件/年)	計画	-	-	-	50	50	50
	実績	45	17	50	-	-	-



今期の取り組み内容

東京都による養成だけでなく、足立区でも手話通訳者の養成を行い、人材育成に取り組みました。

次期の取り組み方針

利用者にとってわかりやすい制度となるよう事業の進展に努めます。また、手話通訳者として活動する人材の育成に力を入れていきます。

担当所管 障がい福祉課

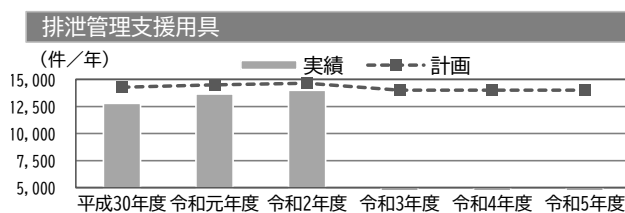
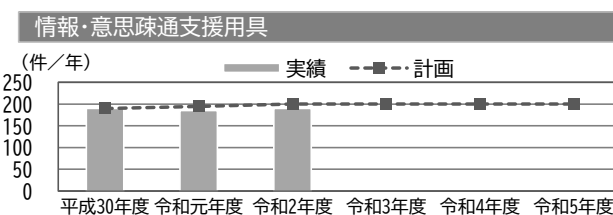
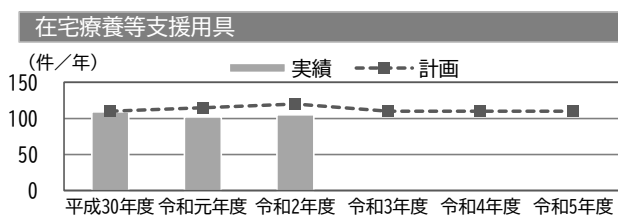
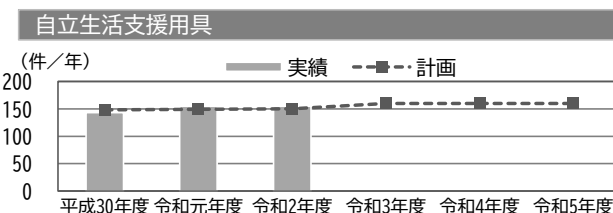
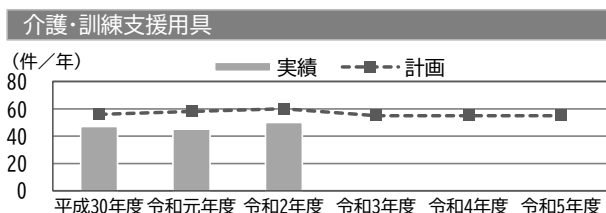
柱立て(2) - 施策② 地域生活支援事業の充実

【活動指標2】日常生活用具給付件数

在宅の障がい者(児)や難病患者の日常生活を容易なものとするための自立支援用具等の日常生活用具の給付を行います。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具(件/年)	計画	56	58	60	55	55	55
	実績	47	45	50	-	-	-
自立生活支援用具(件/年)	計画	148	149	150	160	160	160
	実績	143	155	155	-	-	-
在宅療養等支援用具(件/年)	計画	110	115	120	110	110	110
	実績	109	102	105	-	-	-
情報・意思疎通支援用具(件/年)	計画	190	195	200	200	200	200
	実績	190	185	190	-	-	-
排泄管理支援用具(件/年)	計画	14,280	14,494	14,639	14,000	14,000	14,000
	実績	12,795	13,646	14,000	-	-	-



※ 数値が大きいグラフにおいては最小値を変更しています

今期の取り組み内容

いずれの用具も計画に近い給付件数があり、利用ニーズに合わせて対応してきました。給付できる種目や基準額等については、実情等に応じて制度の改正を行い、対応してきました。

次期の取り組み方針

必要とする障がい児・者に適切に給付するとともに、種目の改廃を検討し、技術革新に対応します。

担当所管 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

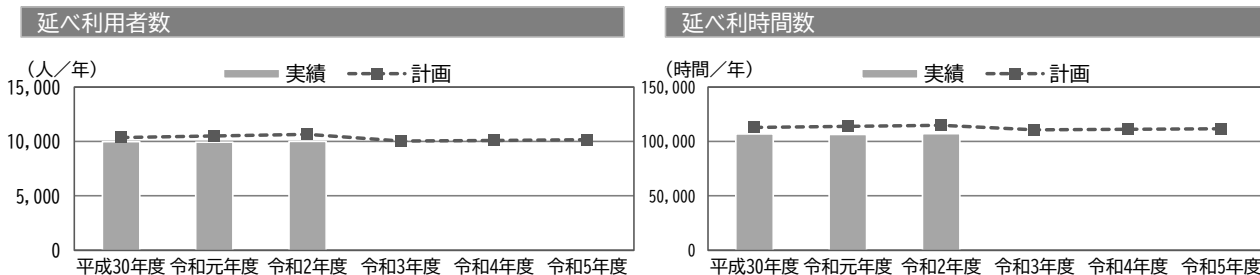
柱立て(2) - 施策② 地域生活支援事業の充実

【活動指標3】移動支援事業(個別支援型)利用者数・利用時間数

屋外での移動が困難な障がい者(児)に外出のための支援を行うことで、地域における自立生活及び社会参加を促す事業です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数(人/年)	計画	10,360	10,510	10,660	10,050	10,100	10,150
	実績	9,988	9,936	10,000	-	-	-
延べ利用時間数(時間/年)	計画	112,945	113,825	114,705	110,550	111,100	111,650
	実績	106,905	106,465	107,000	-	-	-



今期の取り組み内容

計画に近い利用があり、それに合わせて対応してきました。  
 また、サービスの利用促進を目的として平成30年度に単価の改定を行いました。

次期の取り組み方針

今後も増加が見込まれるニーズに対応できる量の確保、特にガイドヘルパーの確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課



柱立て(2) - 施策② 地域生活支援事業の充実

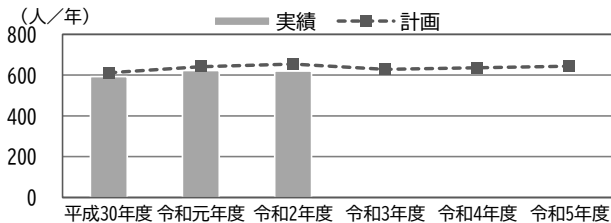
【活動指標4】移動支援事業(車両移送型) 通所バス利用者数

施設への移動(通所)に困難がある障がい者に対して支援を行うことにより、自立生活及び社会参加を促進する事業です。

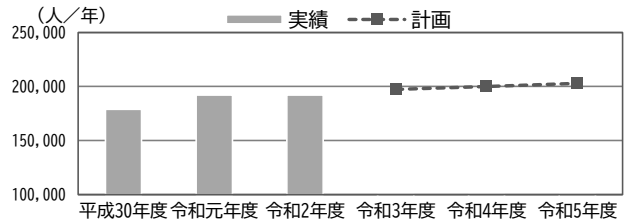
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用申込者数(人/年)	計画	612	642	654	628	636	644
	実績	593	623	620	-	-	-
延べ利用者数(人/年)	計画	-	-	-	197,344	200,106	202,907
	実績	178,924	191,933	191,933	-	-	-
延べ運行台数(台/年)	計画	-	-	-	9,264	9,356	9,449
	実績	8,600	9,173	9,173	-	-	-

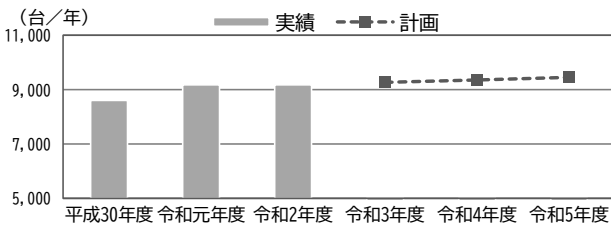
利用申込者数



延べ利用者数



延べ運行台数



※ 数値が大きいグラフにおいては最小値を変更しています

今期の取り組み内容

現在、39台運行しており、運行の効率化を図るため「2回に分けて送迎する運行方式の導入運行」や「身体障がい者系施設の地区別運行」を実施してきました。

次期の取り組み方針

令和3年度からは(仮称)花畑障がい者通所施設の開設に合わせ新たな地区別運行を実施予定です。また、通所者の高齢化、重度化、医療的ケアを要する障がい者からの需要が増す傾向もあります。諸所の要望に応じていくとともに、新たな地区別運行方式を円滑に実施していきます。

担当所管 障がい福祉センター

柱立て(2) - 施策② 地域生活支援事業の充実

【活動指標5】地域活動支援センター利用者数・登録者数

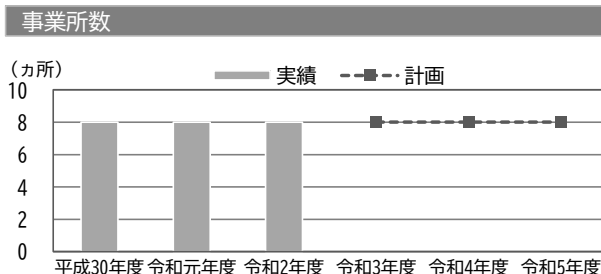
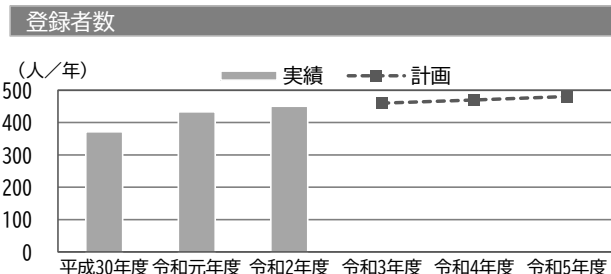
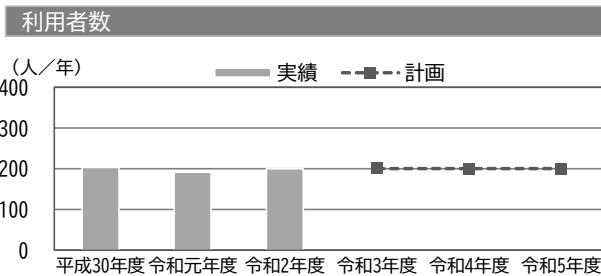
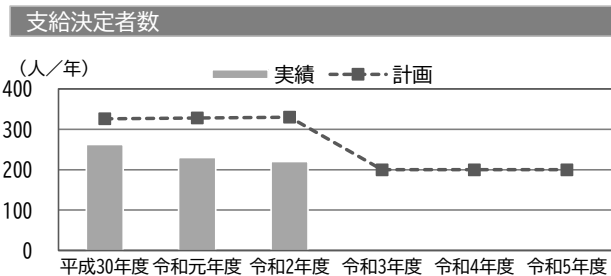
創作的活動または生産活動の機会を提供し、地域との交流等を通して障がい者の社会参加をしています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/年) ※1	計画	326	328	330	200	200	200
	実績	262	230	220	-	-	-
利用者数(人/年) ※1	計画	-	-	-	200	200	200
	実績	203	191	200	-	-	-
登録者数(人/年) ※2	計画	-	-	-	460	470	480
	実績	371	433	450	-	-	-
事業所数(カ所)	計画	-	-	-	8	8	8
	実績	8	8	8	-	-	-

※1 身体・知的・高次脳機能障がい者対象の支給決定者数・利用者数

※2 精神障がい者対象の施設の登録者数(支給決定者数の代わりに登録者数で把握)



今期の取り組み内容

一定程度ある利用ニーズに対して、身体・知的障がい者を対象とする5事業所、高次脳機能障がい者を対象とする1事業所、精神障がい者を対象とする2事業所に対応してきました。身体・知的・高次脳機能障がい者の利用者数は横ばいですが、精神障がい者の登録者数は年々増加しています。

次期の取り組み方針

引き続き区内の8事業所においてサービス提供体制を確保しつつ、支援の質の向上に向けた取り組みを検討し、障がい者の社会生活を後押ししていきます。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

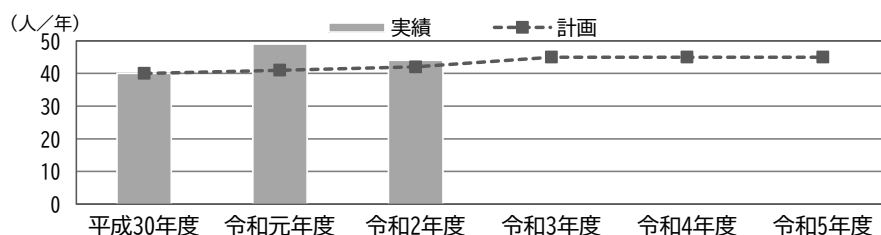
柱立て(2) - 施策② 地域生活支援事業の充実

【活動指標6】巡回入浴利用者数

重度身体障がい者宅に巡回入浴車を派遣し、入浴の機会を提供する事業です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	計画	40	41	42	45	45	45
	実績	40	49	44	-	-	-



今期の取り組み内容

65歳になると介護保険制度の巡回入浴を利用していただくことになるため、利用者数は大きく伸びないと見込んでいましたが、計画を上回る利用がありました。

次期の取り組み方針

引き続き一定程度ある利用ニーズに対応するとともに、引き続きサービスの質の向上に努めます。

担当所管 障がい福祉課

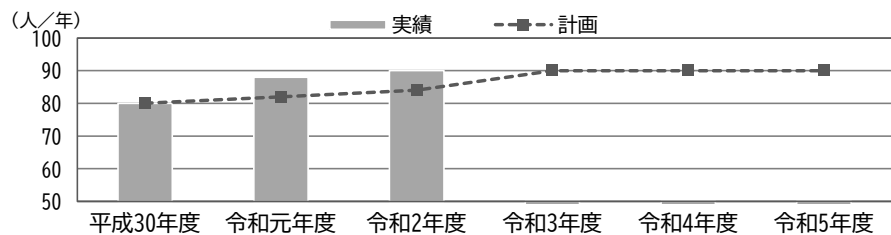
柱立て(2) - 施策② 地域生活支援事業の充実

【活動指標7】日中保護利用者数

日中監護する方がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等を施設等において日中保護することにより、障がい者等の家族の就労支援や一時的な休息を図る事業を実施しています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	計画	80	82	84	90	90	90
	実績	80	88	90	-	-	-



※ 数値の推移が小さいため最小値を変更しています

今期の取り組み内容

計画を上回る利用があり、それに合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針

可能な限り身近なところで利用できる事業所を確保し、必要な支援が受けられるよう努めます。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

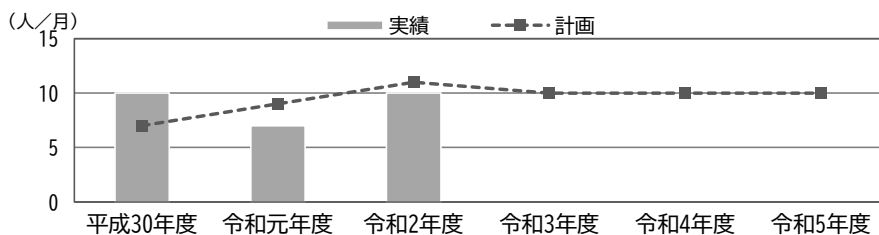
柱立て(2) - 施策③ 地域移行支援の推進

【活動指標1】 地域移行支援事業利用者数

障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院等に入院している精神障がい者等に対し、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に必要な支援を行います。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/月)	計画	7	9	11	10	10	10
	実績	10	7	10	-	-	-



今期の取り組み内容

年度によりばらつきはありますが、毎年度利用者があり、対応してきました。

次期の取り組み方針

一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(2) - 施策③ 地域移行支援の推進

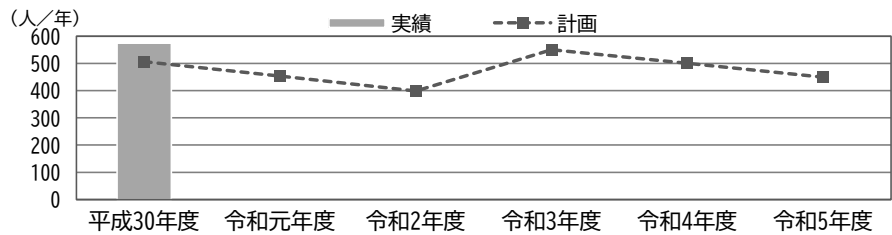
【活動指標2】精神病床における1年以上の長期入院患者数

区内在住者のうち1年以上精神科病院に入院した人数です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入院患者数(人/年)【低減目標】	計画	506	453	399	550	500	450
	実績	574	-	-	-	-	-

※ 実績値はReMHRAD(地域精神保健医療福祉社会資源分析データベース)より情報提供された数字を入力(平成30年度が最新)



今期の取り組み内容

円滑な退院に向けて、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の活用を進めてきました。

次期の取り組み方針

精神障がい者が長期入院に至らないように医療機関、相談支援事業所等との連携を強化し、地域移行に向けた支援を実施していきます。

担当所管 中央本町地域・保健総合支援課

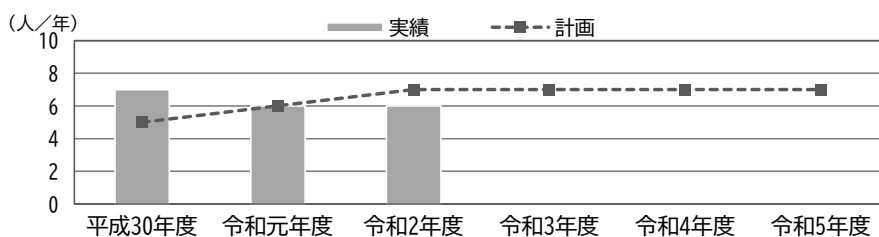
柱立て(2) - 施策④ 地域定着支援の推進

【活動指標1】 地域定着支援事業利用者数

单身等で生活する障がい者に対し、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要な支援を行い、地域生活の継続をめざします。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	計画	5	6	7	7	7	7
	実績	7	6	6	-	-	-



今期の取り組み内容

毎年度利用者があり、対応してきました。

次期の取り組み方針

一定の利用ニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

**柱立て(3) 就労支援の充実(それぞれの特性に合わせていきいきと働くための支援)**

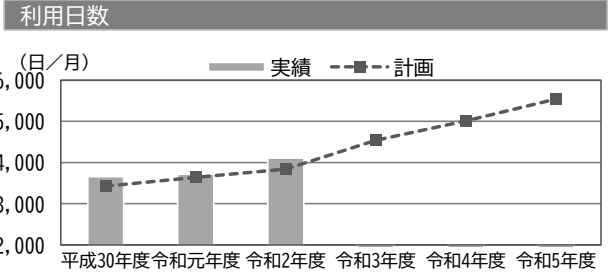
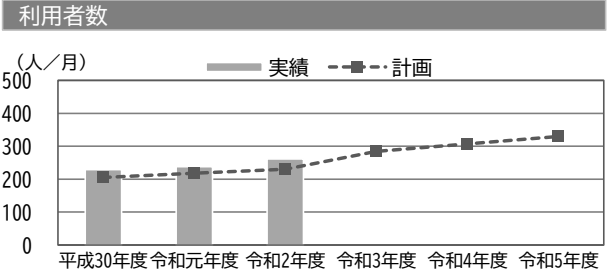
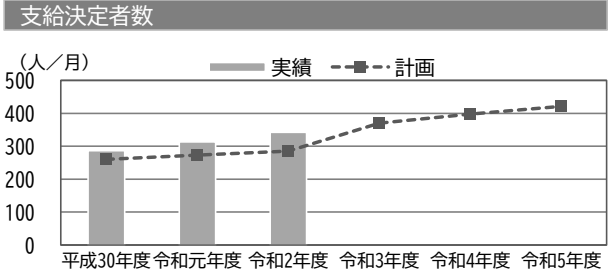
柱立て(3) - 施策① 就労支援サービスの充実

**【活動指標1】 就労移行支援施設利用者数・利用日数**

一般企業への就労を希望する方に対して、一定期間、生産活動等の機会の提供やその他就労に必要な訓練等を行う事業です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	260	273	285	370	398	421
	実績	286	313	342	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	205	218	230	284	307	330
	実績	229	238	261	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	3,423	3,640	3,841	4,539	5,015	5,542
	実績	3,655	3,717	4,107	-	-	-



※ 数値の推移が小さいため最小値を変更しています

**今期の取り組み内容**  
 計画をやや上回る支給決定数、利用者数、利用日数であり、増加するニーズに合わせて対応してきました。



**次期の取り組み方針**  
 今後も増加が見込まれるニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

**担当所管** 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課



柱立て(3) - 施策① 就労支援サービスの充実

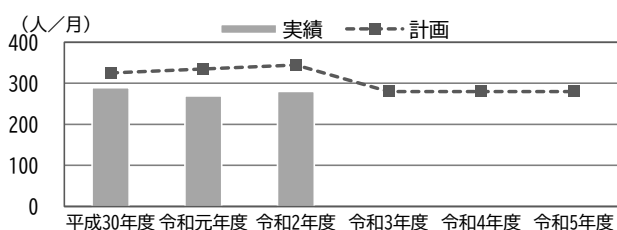
【活動指標2】 就労継続支援A型施設利用者数・利用日数

一般企業への就職が困難な障がい者のうち、適切な支援により継続的に就労することが可能な方に対して、雇用契約に基づき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

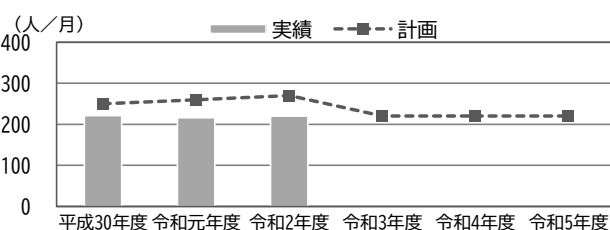
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	325	335	345	280	280	280
	実績	289	269	280	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	250	260	270	220	220	220
	実績	221	216	220	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	5,260	5,578	5,792	4,400	4,400	4,400
	実績	4,407	4,262	4,400	-	-	-

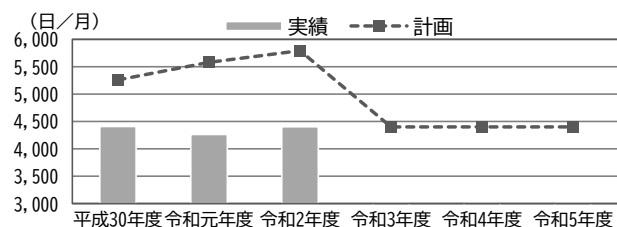
支給決定者数



利用者数



利用日数



※ 数値の推移が小さいため最小値を変更しています

今期の取り組み内容

毎年度、一定以上の利用があり、利用ニーズに対応してきました。

次期の取り組み方針

事業所数は減少傾向にあるものの、障がい者雇用において一定のニーズがある事業であり、量の確保とともに支援の質を高めるしくみを検討します。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(3) - 施策① 就労支援サービスの充実

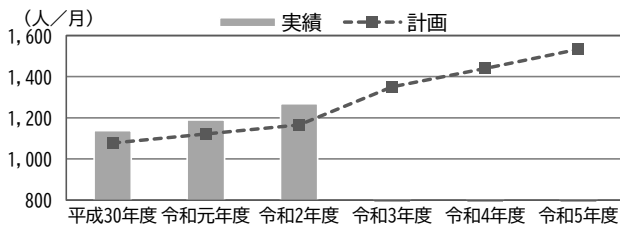
【活動指標3】 就労継続支援B型施設利用者数・利用日数

一般企業への就職が困難な障がい者に対し、生産活動等の機会の提供や就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。

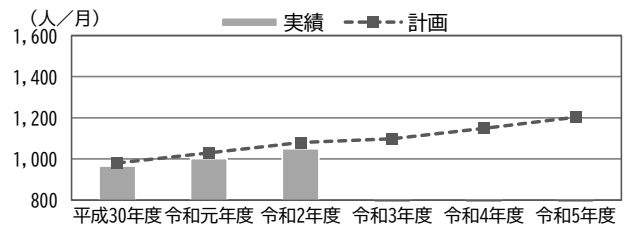
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	1,078	1,121	1,166	1,351	1,440	1,534
	実績	1,138	1,190	1,268	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	980	1,030	1,080	1,098	1,149	1,203
	実績	965	1,002	1,049	-	-	-
利用日数(日/月)	計画	14,266	14,993	15,721	16,256	16,710	17,177
	実績	14,533	15,384	15,814	-	-	-

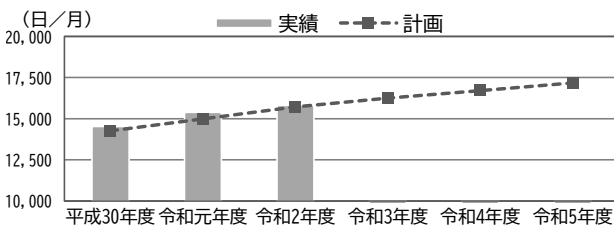
支給決定者数



利用者数



利用日数



※ 数値の推移が小さいため最小値を変更しています

今期の取り組み内容

支給決定者数、利用者数、利用日数いずれも、計画に近い増加傾向を続けており、それに合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針

今後も増加が見込まれるニーズに対応できる量の確保とあわせて、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(3) - 施策① 就労支援サービスの充実 **追加**

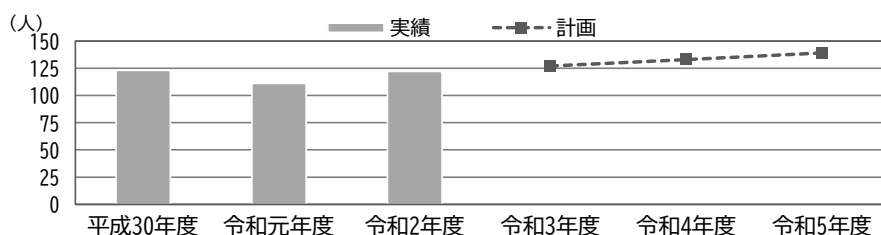
**【活動指標4】 就労移行支援事業等を通じて一般就労した者への支援**

一般企業への就職が困難な障がい者に対し、生産活動等の機会の提供や就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。

⇒ 国の成果目標 ④-1「就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者」(8頁)

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移行者数(人)	計画	-	-	-	127	133	139
	実績	123	111	122	-	-	-



今期の取り組み内容

就労移行支援事業所だけでなく、就労継続支援A型・B型事業所や生活介護事業所からも一般就労がありました。就労定着支援事業が制度化され、継続して雇用される障がい者が増えていましたが、今後新型コロナウイルス感染症が障がい者雇用にどのような影響を及ぼすのか、注視が必要です。

次期の取り組み方針

ハローワークにも参加してもらっている地域自立支援協議会はたらく部会や、区内就労系サービス事業所のネットワークでの情報共有を密にし、雇用情勢を適切に把握しながら、目標とする一般就労移行者の増に取り組めます。

担当所管 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(3) - 施策① 就労支援サービスの充実

【活動指標5】 就労定着支援事業利用者数

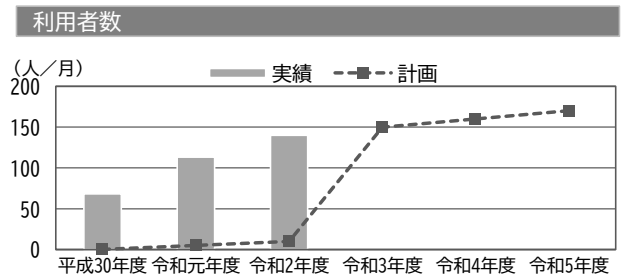
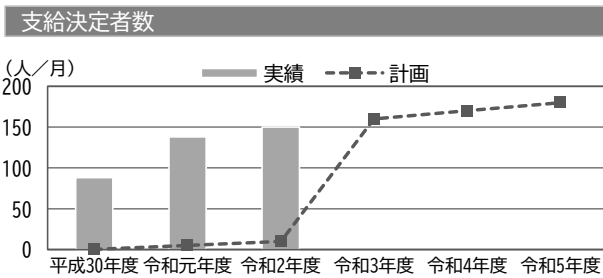
就労移行支援等を利用後、一般企業等へ就労した障がい者に対し、企業・自宅等への訪問や来所により就労の継続を図るために必要な支援を行う事業です。

⇒ 国の成果目標 ④-2「就労定着支援を利用した者の割合」(9頁)

④-3「就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数」(10頁)

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給決定者数(人/月)	計画	0	5	10	160	170	180
	実績	88	138	150	-	-	-
利用者数(人/月)	計画	0	5	10	150	160	170
	実績	68	113	140	-	-	-



今期の取り組み内容

平成30年度に追加された事業であり、計画を大幅に上回る支給決定者数、利用者数があり、それに合わせて対応してきました。

次期の取り組み方針

障がい者の安定的雇用に重要な事業であり、また、新たに国の成果目標が定められたことから、2つの目標値を念頭に、事業所数を増やすだけでなく、支援の質を高めるしくみを検討し、実施します。

担当所管 障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(3) - 施策① 就労支援サービスの充実

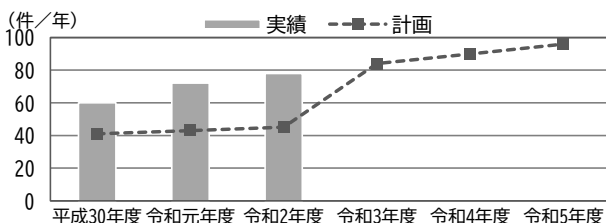
【活動指標6】 障害者優先調達推進法に基づく優先調達実績数・実績額

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づき、障がい者就労支援施設等で就労する障がい者の自立促進のため、足立区が購入する物品等を障がい者就労支援施設等に発注するものです。

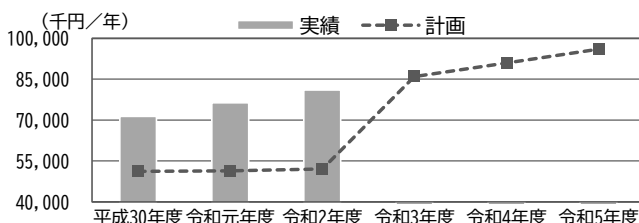
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発注件数(件/年)	計画	41	43	45	84	90	96
	実績	60	72	78	-	-	-
発注金額(千円/年)	計画	51,120	51,340	52,000	86,000	91,000	96,000
	実績	71,390	76,359	81,000	-	-	-

発注件数



発注金額



※ 数値が大きいグラフにおいては最小値を変更しています

今期の取り組み内容

全庁的に実績を伸ばすよう取り組んだ結果、計画を上回る発注件数、発注金額となりました。

次期の取り組み方針

法に基づき、全庁的な実績を伸ばしていくことを目指します。

担当所管 障がい福祉課

**柱立て(4) 障がい者が身近な地域で芸術・文化・スポーツを楽しめる仕組みづくり**

**柱立て(4) - 施策① 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実**

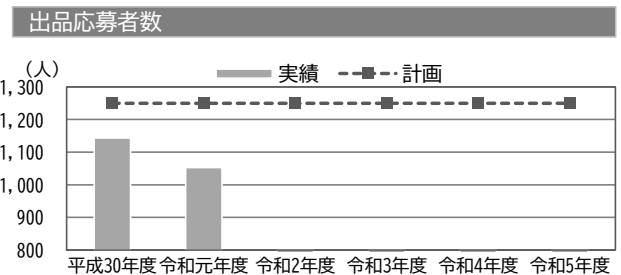
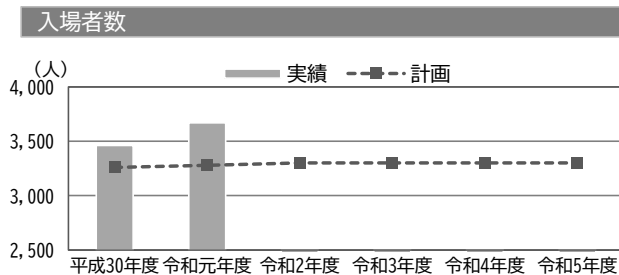
**【活動指標1】障がい者アート展の入場者数・出品応募者数**

障害者基本法第9条に基づく障害者週間である12月3日から12月9日に合わせて実施する事業です。足立区在住、在勤の障がい者(児)の自立と社会参加の意欲を高めるとともに、一般区民への障がい理解の促進を目的として、障がい者アートの作品展やイベント、舞台発表などを行っています。

**実績及び計画**

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入場者数(人)	計画	3,260	3,280	3,300	3,300	3,300	3,300
	実績	3,460	3,670	0	-	-	-
出品応募者数(人)	計画	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
	実績	1,143	1,053	0	-	-	-

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止



※ 数値が大きいグラフにおいては最小値を変更しています

**今期の取り組み内容**  
 入場者数は平成30年度、令和元年度で計画を上回りました。

**次期の取り組み方針**  
 今後も区民への障がい福祉の関心と理解を深めていただくとともに、障がい者が社会、文化、その他の活動に参加する意欲を高める取り組みを推進します。

**担当所管** | 障がい福祉センター

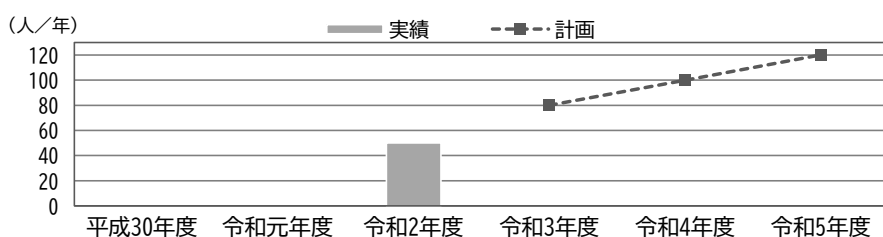
柱立て(4) - 施策① 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実 追加

**【活動指標2】あだちスポーツコンシェルジュ利用者数**

障がい者の生活状況や希望を伺ったうえで、参加可能なスポーツ施設や総合型地域クラブ、学校開放団体の活動情報をご案内するほか、見学・体験会の立会いやサークル加入の調整など、障がいのある方の運動・スポーツ活動への参加をサポートします。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	計画	-	-	-	80	100	120
	実績	-	-	50	-	-	-



今期の取り組み内容

令和2年9月よりスポーツ振興課に相談窓口を開設しました。

次期の取り組み方針

地域包括支援センター、相談支援事業所、障がい福祉施設、スポーツ施設等との連携強化により相談体制や運動・スポーツ活動の充実を図っていきます。

担当所管	スポーツ振興課
------	---------

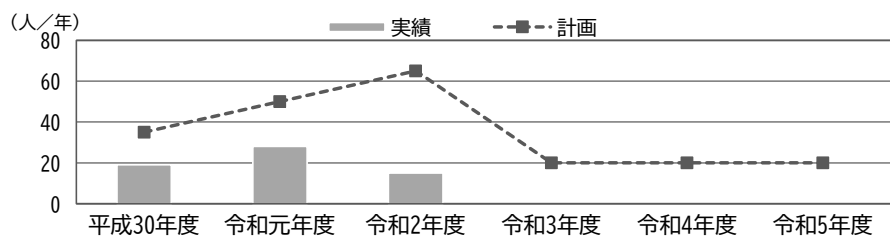
柱立て(4) - 施策① 障がい者の文化・芸術・スポーツ活動の充実

【活動指標3】障がい者スポーツ指導員養成講習会修了者数

障がいごとに必要な配慮や、障がい者を取り巻くスポーツ環境など、障がい者がスポーツに取り組むことをサポートするうえで基礎的な知識を習得することができるよう、「初級障がい者スポーツ指導員（日本障がい者スポーツ協会公認資格）の養成講習会」を実施しています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修了者数(人/年)	計画	35	50	65	20	20	20
	実績	19	28	15	-	-	-



今期の取り組み内容

全4日間の講習期間を要することや、講師・会場の調整を要したために当初目標としていた年複数回の実施が難しい状況の中、年1回であっても定期開催することで、着実に障がい者のスポーツ推進を支援する人材の育成に取り組んできました。  
 目標値を下回ったものの参加者にはスポーツ関係者や障害福祉サービスに従事する方も多く、今後の各自の活動の場で役立てられる知識を習得する講習会とすることができました。

次期の取り組み方針

今後も定期的な講習会の開催を通して、着実な人材育成に取り組むとともに、こうした障がい者のスポーツ推進を支援する人材が、今後さらに意欲的に活動していけるよう、資格取得後に地域で活躍できる場の整備に取り組んでいきます。

担当所管 | スポーツ振興課



**柱立て(5) 重度化・高齢化を見据えた拠点づくり**

**柱立て(5) - 施策① 地域生活支援拠点の整備**

**【活動指標1】地域生活支援拠点の整備**

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるため、居住支援必要なサービス提供体制を地域の実情に応じて整備するものです。そのために以下の5つの機能が必要とされており、令和2年度末までに整備することとされています。

⇒ 国の成果目標 ③「地域生活支援拠点の整備」(7頁)

相談	コーディネーターを配置し、緊急の事態等に必要なサービスの調整や相談を行う
緊急時の受け入れ	介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れ体制
体験の機会・場	共同生活援助等の障害福祉サービス利用や一人暮らしの体験の機会・場の提供体制
専門的人材の確保・養成	多様な障がいに対応できる体制の確保と人材の養成
地域の体制づくり	多様なニーズに対応するサービス提供体制の確保、社会資源の連携体制構築

(厚生労働省「地域生活支援拠点等について【第2版】平成31年3月」より)

**今期の取り組み内容**

令和元年度に地域自立支援協議会各専門部会で地域生活支援拠点整備に向けた検討を行い、必要とされている機能の優先度や課題について整理しました(優先度の高い順に標記)。

- ① 緊急時の受け入れ： 短期入所は満床で利用できないことが多く、専用の緊急保護の場が区内に複数必要
- ② 専門的人材の確保・養成： 福祉全般で人材不足が顕著で、ヘルパーの確保が緊急の課題
- ③ 相談： 各事業所等で日常的に対応しており、基幹的な役割を持つ事業所において、情報集約や共通化を図る仕組みが必要
- ④ 体験の場・機会： 各事業所で体験は行えるが、継続して行える体験の機会・場が必要
- ⑤ 地域の体制づくり： 短期入所や居宅介護等のネットワークの構築が必要

上記の課題を踏まえて、令和2年度末までに地域生活支援拠点(面的整備型)を整備します。

**次期の取り組み方針**

令和3年度以降は地域生活支援拠点の機能充実のために、地域自立支援協議会の活動を軸として、必要な5つの機能について検証や検討を実施し、不足している機能や資源を整理します。将来的には拠点となる事業所を整備し、多機能拠点整備型の整備を目指します。

**担当所管** 障がい福祉課、障がい福祉センター

**柱立て(6) 相談支援体制の強化**

柱立て(6) - 施策① 相談支援体制の強化・充実 **追加**

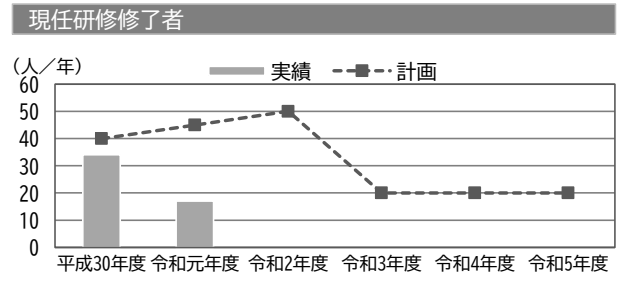
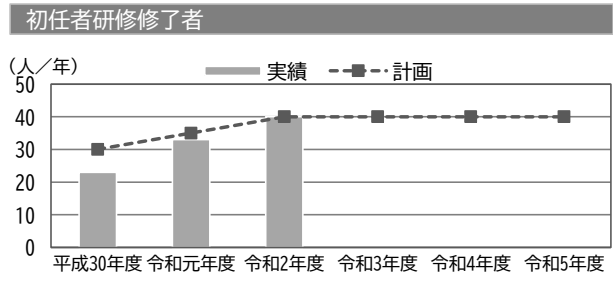
**【活動指標1】 相談支援従事者初任者研修・現任研修修了者数**

障がい者(児)の自立した日常生活や社会生活の実現のために、生活全般に係る相談・情報提供やサービス等利用計画の作成、モニタリング、関係機関との連絡調整等を行う相談支援専門員を養成する研修を東京都が実施しています。足立区では、平成28年度から障がい福祉センターで研修を実施し、区の相談支援体制の充実に向けて相談支援専門員を養成しています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
初任者研修修了者(人/年)	計画	30	35	40	40	40	40
	実績	23	33	40	-	-	-
現任研修修了者(人/年)	計画	40	45	50	20	20	20
	実績	34	17	0	-	-	-

※ 令和2年度の現任研修は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止



**今期の取り組み内容**  
 平成28年度から障がい福祉センターで初任者研修を実施していましたが、初任者研修の受講が進み、現任研修のニーズが高まったことから、平成30年度は現任研修を実施しました。

**次期の取り組み方針**  
 都が実施する初任者研修に希望者全員が受講できる状況になったことから、区の初任者研修実施は見直し、相談支援専門員の質の向上に向けた研修に変更して実施します。

**担当所管** 障がい福祉課、障がい福祉センター

柱立て(6) - 施策① 相談支援体制の強化・充実 追加

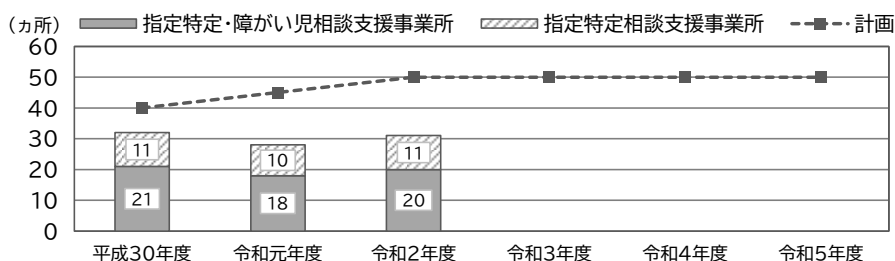
【活動指標2】指定特定・指定障がい児相談支援事業所数

障害福祉サービスを申請した障がい者（児）と地域相談支援を申請した障がい者に対する相談支援を行う指定特定相談支援事業者と、障害児通所支援を申請した障がい児に対する相談支援を行う指定障害児相談支援事業者の指定を行っています。

⇒ 国の成果目標 ⑥「相談支援体制の充実・強化等」（14頁）

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区内事業所数(カ所)	計画	40	45	50	50	50	50
	実績	32	28	31	-	-	-
指定特定・障がい児相談支援事業所数(カ所)	計画	-	-	-	30	30	30
	実績	21	18	20	-	-	-
指定特定相談支援事業所のみ(カ所)	計画	-	-	-	20	20	20
	実績	11	10	11	-	-	-



今期の取り組み内容

基幹相談支援センターである障がい福祉センターと協力して相談支援事業所の増と質の向上に向けた取り組みを行いました。

次期の取り組み方針

相談支援の拡充に必要な相談支援事業を増やすため、国に相談支援の報酬見直しを求めつつ、計画相談支援事業所未設置の法人への働きかけを行います。また、既存の事業所には、相談支援専門員の資格を持っているものの、相談支援業務に従事していない人の活用を求めていきます。

担当所管 障がい福祉課

柱立て(6) - 施策① 相談支援体制の強化・充実 追加

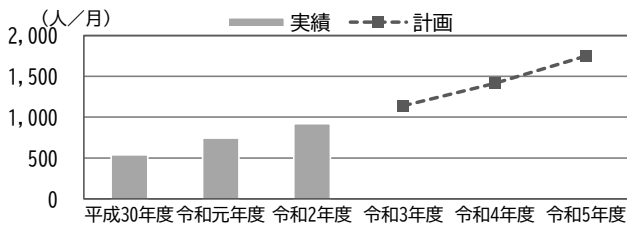
**【活動指標3】 計画相談支援・障害児相談支援利用者数**

障害福祉サービスを申請した障がい者（児）及び地域相談支援を申請した障がい者に対して相談支援を行う事業です。相談支援専門員が「サービス等利用計画（児童は障害児支援利用計画）」を作成します。

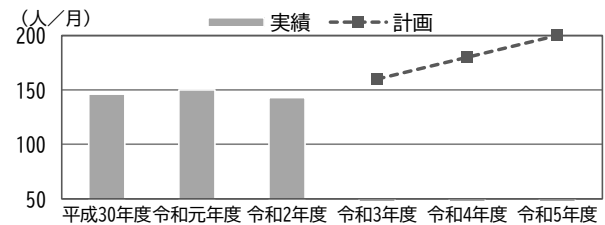
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援の利用者数(人/月)	計画	-	-	-	1,141	1,413	1,749
	実績	538	744	921	-	-	-
障害児相談支援の利用者数(人/月)	計画	-	-	-	160	180	200
	実績	146	150	143	-	-	-

計画相談支援の利用者数



障害児相談支援の利用者数



今期の取り組み内容

毎年度一定以上の利用者数があり、特に計画相談支援の利用者数は年々増加しており、それに合わせて対応してきました。



次期の取り組み方針

区職員が支援して作成するセルフプランを減らし、相談支援事業所関与の割合を増やします。

<b>担当所管</b>	障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課
-------------	-----------------------

**まち 安心して生活できる社会基盤の整備**

**柱立て(1) 安心・安全なまちづくりの実現**

柱立て(1) - 施策① 震災や火災、水害などに強いまちづくりの推進

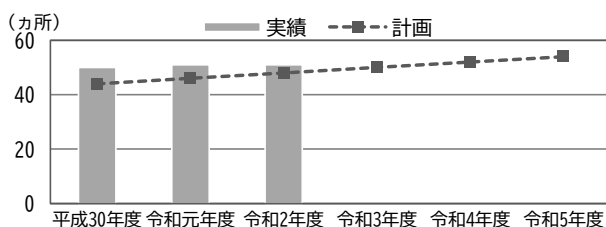
**【活動指標1】福祉避難所として指定している福祉施設数・全施設に対する割合**

民間企業や自治体などと、大規模災害時の応急・復旧活動を円滑に進めるための災害協定を進めます。

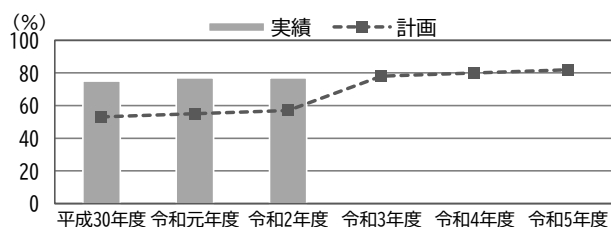
実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協定締結施設数(カ所)	計画	44	46	48	50	52	54
	実績	50	51	51	-	-	-
全協定締結施設に対する福祉施設の割合(%)	計画	53	55	57	78	80	82
	実績	75	77	77	-	-	-

協定締結施設数



全協定締結施設数に対する福祉施設の割合



**今期の取り組み内容**  
計画的に福祉避難所の締結施設数の増加に取り組み、計画を上回りました。

**次期の取り組み方針**  
引き続き、協定締結先を増やしていきます。

**担当所管** 災害対策課

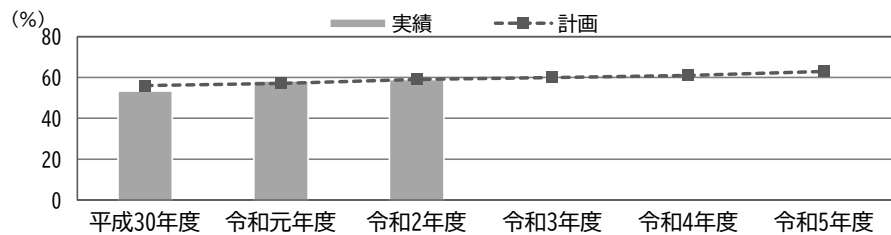
柱立て(1) - 施策② ビューティフル・ウィンドウズ運動のさらなる推進

【活動指標1】治安が「良い」と感じる区民の割合

「美しいまち」は「安全なまち」を合言葉に、障がいの有無にかかわらず、誰もが実感できる「安全で安心なまち足立」の実現に向け、地域総ぐるみで取り組んでいます。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
治安が「良い」と感じる 区民の割合(%)	計画	56	57	59	60	61	63
	実績	53.4	58.3	59	-	-	-



今期の取り組み内容

安全で安心なまちの実現に向けて努力してきており、令和元年度に計画を達成しました。

次期の取り組み方針

今後も、安全で安心なまちの実現に向けて、引き続き取り組んでいきます。

担当所管 危機管理課

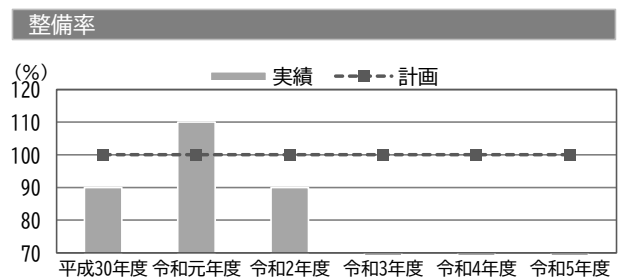
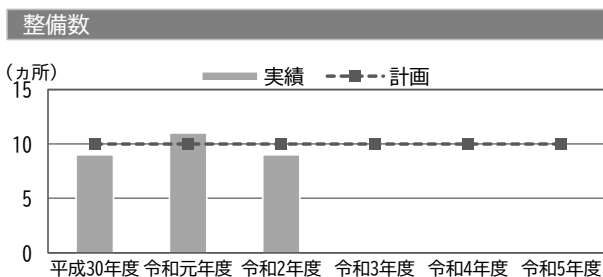
柱立て(1) - 施策③ ユニバーサルデザインとバリアフリーの推進

【活動指標1】ユニバーサルデザインまたはバリアフリーに配慮した公共施設の整備実績

足立区ユニバーサルデザイン推進計画や各公共施設の整備計画に基づき、公共施設の新築及び大規模改修時には、全ての施設をユニバーサルデザインに配慮した施設として整備していきます。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
整備数(カ所)	計画	10	10	10	10	10	10
	実績	9	11	9	-	-	-
整備率(%)	計画	100	100	100	100	100	100
	実績	90	110	90	-	-	-



※ 数値が大きいグラフにおいては最小値を変更しています

今期の取り組み内容

公共施設の新築及び大規模改修時にすべての施設をユニバーサルデザインに配慮した施設として整備していくようにして、取り組んできました。

次期の取り組み方針

今後も足立区ユニバーサルデザイン推進計画や公共施設の整備計画等に基づき、だれもが利用しやすい、「ユニバーサルデザイン」に配慮した施設の整備を進めていきます。

担当所管 | ユニバーサルデザイン担当課

**柱立て(2) 便利で快適な道路・交通網の整備(都市基盤の整備)**

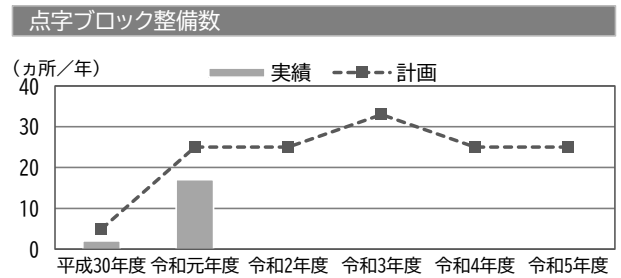
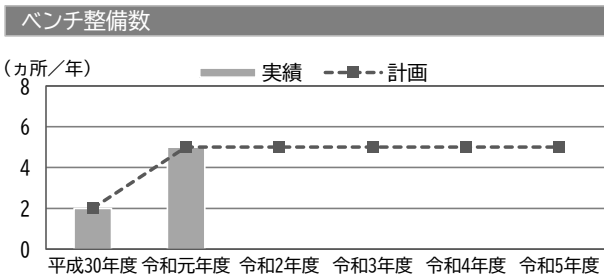
柱立て(2) - 施策① スムーズに移動できる交通環境の整備

**【活動指標1】障がい者が利用しやすいバス停の整備数(コミュニティバスはるかぜ)**

はるかぜバス停におけるベンチ・点字ブロックの設置を行っています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ベンチ整備数(カ所/年)	計画	2	5	5	5	5	5
	実績	2	5	0	-	-	-
点字ブロック整備数(カ所/年)	計画	5	25	25	33	25	25
	実績	2	17	0	-	-	-



**今期の取り組み内容**

毎年度、道路形状や経年劣化等を考慮し、整備を実施してきました。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度の整備の実施は見送りました。

**次期の取り組み方針**

足立区総合交通計画に基づき着実に整備していきます。

**担当所管** 交通対策課



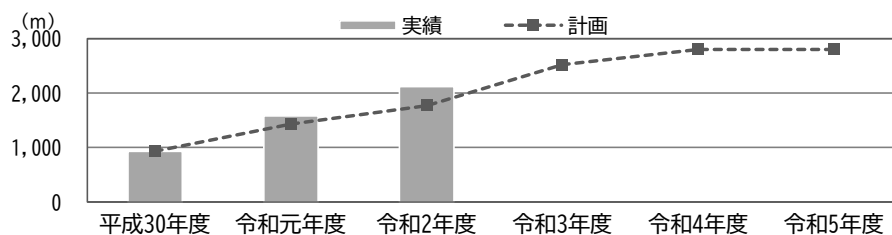
柱立て(2) - 施策② 安全に利用できる道路環境の整備

【活動指標1】バリアフリーに対応した整備を行った歩道の延長

ユニバーサルデザインに基づく安全な歩行空間の確保のために区内の道路のバリアフリー化を進める事業です。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対応歩道(m)	計画	930	1,430	1,770	2,520	2,800	2,800
	実績	930	1,580	2,120	-	-	-



今期の取り組み内容

おしべ通り、谷在家一丁目、谷中二丁目、区役所周辺の道路の整備を進めた結果、計画を上回りました。



次期の取り組み方針

足立区基本計画に基づき、道路のバリアフリー化を実施し、だれもが歩きやすい道路を整備していきます。

担当所管 | 工事課

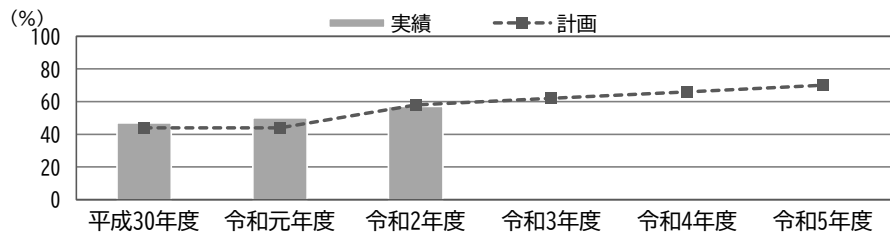
柱立て(2) - 施策③ 安全な駅の整備

【活動指標1】ホームドアが設置されている区内駅の割合

駅のホームの縁端に設けられたホームと線路を仕切るドアであるホームドアは、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である鉄道駅については、令和2年度までに整備することとなっています。各鉄道会社により計画的に設置が進んでおり、区内駅では既に日暮里・舎人ライナー、つくばエクスプレス、東京メトロ千代田線、JR常磐線等で設置されています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置割合(%)	計画	44	44	58	62	66	70
	実績	47	50	57	-	-	-



今期の取り組み内容

既に整備されていた駅に加えて、北千住駅の一部ホームにホームドアが設置されました。

次期の取り組み方針

早期に100%設置となるよう各鉄道会社に要請を続けます。

担当所管 障がい福祉課

**区 協創を基盤とした共生社会の実現**

**柱立て(1) 障がい者への虐待防止と権利擁護に向けた取り組み**

柱立て(1) - 施策① 各種ネットワークの構築と推進

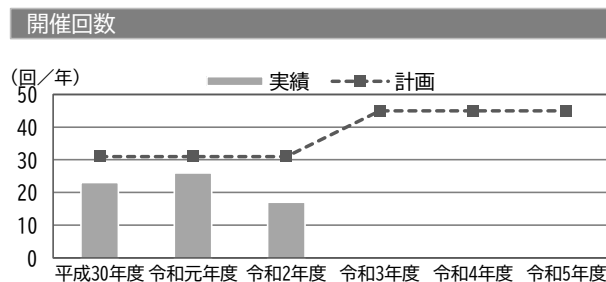
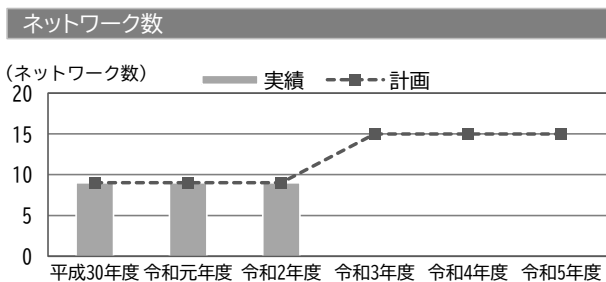
**【活動指標1】障がい関連ネットワークの開催回数**

足立区では平成19年3月に障害者総合支援法に基づく協議会として「足立区地域自立支援協議会」を設置し、障がい福祉施策に係る様々な課題や、地域の実情に応じた体制整備についての協議を行っています。

また、障がい種別やサービス毎のネットワークがあり、事業所、当事者、障がい者団体、民生委員などが参加し、情報共有や研修等を行うことで、連携体制の構築を図っています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ネットワーク数	計画	9	9	9	15	15	15
	実績	9	9	9	-	-	-
ネットワーク開催回数(回/年)	計画	31	31	31	45	45	45
	実績	23	26	17	-	-	-



**今期の取り組み内容**  
 平成30年度からは、地域自立支援協議会の各専門部会の開催数を指標として取り入れ、各専門部会で地域課題等について検討しました。

**次期の取り組み方針**  
 令和3年度からは、既に区が事務局となって実施していた障害福祉サービス等事業所のネットワークの開催回数を指標の計画値に含めることとします。各種サービスの支援の質の向上に寄与する関係機関ネットワークをさらに拡充し、障がい福祉サービス全体の質の底上げを図ります。

**担当所管** 障がい福祉課、障がい福祉センター、中央本町地域・保健総合支援課

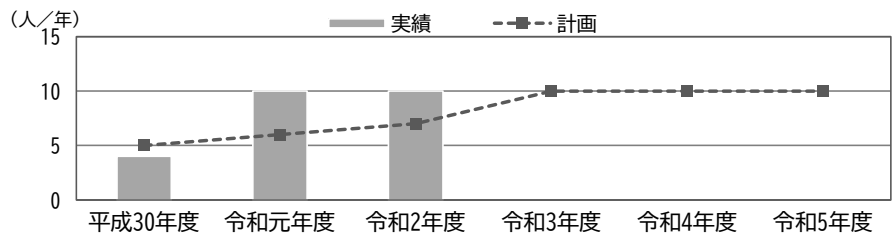
柱立て(1) - 施策② 障がい者への虐待防止と権利擁護

【活動指標1】 後見人等利用者数

判断能力が不十分な方の権利を擁護するため、身寄りがない、親族が協力しないなどの理由で成年後見制度の申立てをする人がいない方の場合は、区長申立てを行います。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人/年)	計画	5	6	7	10	10	10
	実績	4	10	10	-	-	-



今期の取り組み内容

制度の利用促進に取り組み、まだ毎年度少数ではあるものの、計画を上回る利用につながりました。



次期の取り組み方針

障がい者の権利擁護と意思決定支援を重視した適切な支援を実施するため、成年後見制度の利用促進を行います。

担当所管

障がい福祉課、中央本町地域・保健総合支援課

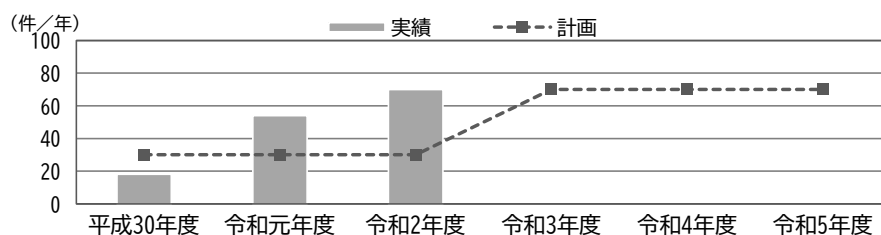
柱立て(1) - 施策② 障がい者への虐待防止と権利擁護

【活動指標2】 障がい者虐待の通報件数

足立区障がい者虐待防止センターでは、障がい者への虐待の通報を受け付けています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通報件数(件/年)	計画	30	30	30	70	70	70
	実績	18	54	70	-	-	-



今期の取り組み内容

通報件数は増加しており、計画を上回っていますが、研修等を行い、取り組みが反映されるようになってきました。



次期の取り組み方針

障がい者虐待の防止のため、援護係職員向けの内部研修を行うとともに、関係機関向けにも研修や情報交換会等を実施し、関係機関との連携強化を図ります。

担当所管	障がい福祉課
------	--------

**柱立て(2) 地域における精神保健医療福祉体制の基盤整備**

柱立て(2) - 施策① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 **追加**

**【活動指標1】保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数・関係者ごとの参加者数**

保健、医療、福祉関係者等で構成する足立区地域自立支援協議会精神医療部会では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をテーマとして、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるように協議をしています。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数(回/年)	計画	-	-	-	2	2	2
	実績	2	2	2	-	-	-

関係者ごとの参加者数(人/年)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健関係者	計画	-	-	-	3	3	3
	実績	3	3	3	-	-	-
精神科の医療関係者	計画	-	-	-	5	5	5
	実績	5	5	5	-	-	-
精神科以外の医療関係者	計画	-	-	-	1	1	1
	実績	1	1	1	-	-	-
福祉関係者	計画	-	-	-	3	3	3
	実績	3	3	3	-	-	-
介護関係者	計画	-	-	-	1	1	1
	実績	1	1	1	-	-	-
当事者	計画	-	-	-	1	1	1
	実績	1	1	1	-	-	-
家族関係者	計画	-	-	-	1	1	1
	実績	1	1	1	-	-	-

今期の取り組み内容

平成30年度から精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進に向けての内容を議題として取り上げ、意見交換をしてきました。



次期の取り組み方針

引き続き協議を重ね、システム構築に向けての仕組みづくりと関係機関との連携強化を図っていきます。

担当所管 中央本町地域・保健総合支援課

柱立て(2) - 施策① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 追加

**【活動指標2】 保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数**

精神障がい者が地域で生活する上で困難さを感じることについて、足立区地域自立支援協議会精神医療部会の中で課題を整理し、解決に向けた道筋を協議しています。協議の中で課題解決の目標を設定し、その振り返りを精神医療部会で行います。

実績及び計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数 (回/年)	計画	-	-	-	2	2	2
	実績	2	2	2	-	-	-

今期の取り組み内容

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムを推進するため、自立支援協議会精神医療部会において、システム構築の概念を共有し、住まいの確保支援の体制等について協議しました。



次期の取り組み方針

区全体の地域包括ケアシステムにおける目標を踏まえながら、精神障がい者が地域で生活する上で必要な課題から目標を設定し、協議の場において評価を実施していきます。

<b>担当所管</b>	中央本町地域・保健総合支援課
-------------	----------------

## 第4回「介護保険・障がい福祉専門部会」

令和2年11月20日

件名	令和2年度「障害者週間」の取り組みについて
所管部課	福祉部障がい福祉推進室障がい福祉センター
内容	<p>障害者基本法が定める障害者週間（12月3日から9日）にあわせ、毎年、障がい者（児）の自立と社会参加の意欲を高めるとともに、一般区民への理解と啓発を目的として「足立区障がい者週間記念事業」を行ってきた。</p> <p>今年度は、新型コロナウイルスの感染防止のため、記念事業は中止とし、区民理解と啓発に特化した取り組みを行う。</p> <p>1 令和2年度の実施内容</p> <p>(1) ポスター、チラシによる周知 障がい者に関するマークを紹介するポスターとチラシを作成し広く周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポスター 【配布数】700枚 【掲示先】駅、はるかぜ、区内小中学校、高校、大学、住区センター、障がい福祉施設、介護保険施設等</li> <li>・ チラシ 【配布数】20,000枚 【配布先】駅、区民事務所、図書館、障がい福祉施設、地域包括支援センター等</li> </ul> <p>(2) ホームページによる周知 「障害者週間」特集ページを設け、障がい者の福祉についての関心と理解を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去に行われた記念事業の概要や障がい者アート展への出展作品の掲載</li> <li>・ 障がい者、区民それぞれを対象とした障がい関連情報ページへのリンク集作成</li> </ul> <p>(3) あだち広報、SNSによる周知 あだち広報「11月25日号」、TwitterやFacebookで障がい者の身近な情報を発信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者に関するマークの紹介</li> <li>・ 障がい者ピアサポーターへのロングインタビューの掲載</li> </ul> <p>※ ピアサポーターとは、自らの体験に基づいて他者の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする人のこと。</p>